

第 4 回

鹿児島地区合併協議会

日 時 平成 15 年 5 月 16 日(金) 午後 3 時

場 所 鹿児島市民文化ホール
4 階市民ホール

目 次

〔議 案〕

第13号議案	合併協定項目の調整方針について	・ ・ ・ ・ ・	P 1
第14号議案	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	P 5
第15号議案	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	P 11
第16号議案	一般職の職員の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	P 17
第17号議案	事務組織及び機構の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	P 20
第18号議案	条例、規則等の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	P 24
第19号議案	平成14年度鹿児島地区合併協議会歳入歳出決算について	・ ・ ・ ・	P 25
第20号議案	市町村建設計画素案について	・ ・ ・ ・ ・	P 32
第21号議案	町名・字名の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	P 36
第22号議案	慣行の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	P 38
第23号議案	財産及び公の施設の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	P 39
第24号議案	公共的団体等の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	P 42
第25号議案	地方税の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	P 46
第26号議案	国民健康保険事業の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・	P 48

第13号議案（第3回協議会提案：継続協議）

合併協定項目の調整方針について

鹿児島地区合併協議会の合併協定項目の調整方針を次のとおり定めることについて、協議を求める。

鹿児島地区合併協議会の合併協定項目の調整方針は、別紙のとおりとする。

平成15年4月15日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

(別紙)

合併協定項目調整方針

1 目的

鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町（以下「1市5町」という。）の行政は、これまでの長い歴史の中で構築、運営されてきており、行政サービスや負担水準がそれぞれ異なっている。

1市5町が合併するとすれば、各市町において実施している行政制度や事務事業等は、住民生活に及ぼす影響などについて配慮しながら、一本化の調整を行う必要があるため、合併協定項目の調整方針を定めるものとする。

2 基本原則

(1) 1市5町の行政制度等の調整にあたっては、合併後の市の将来像を展望するとともに、合併後における速やかな一体性の確保を図るものとする。

(2) 調整にあたっては、住民生活に十分配慮するとともに、効率的な行財政の運営に留意するものとする。

3 基本的区分

1市5町の行政制度等の具体的な調整は、おおむね次の区分によるものとする。

(1) 1市5町のこれまでのまちづくりの歴史に配慮し、合併後も現行どおり存続させるもの、一元化を図るもの又は廃止するものに区分する。

(2) 一元化を図るものは、統合又は再編に区分する。

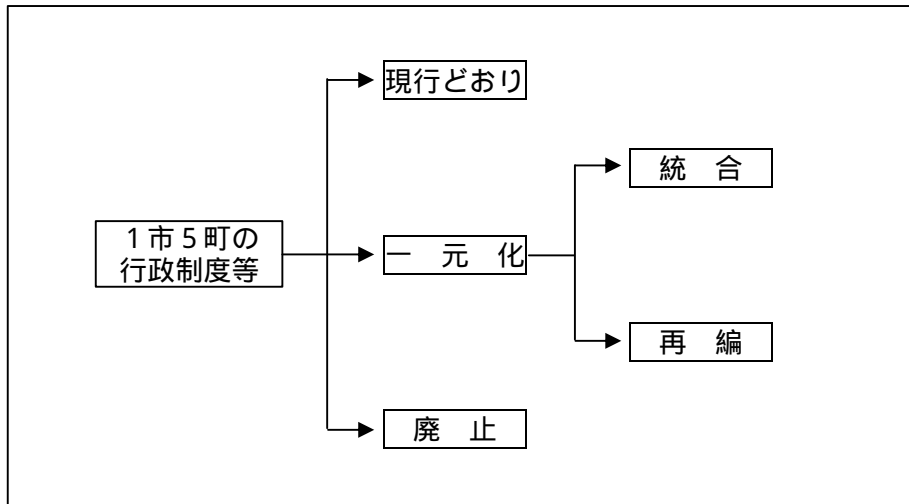
4 調整にあたっての留意事項

(1) 鹿児島市の行政制度等は、合併後の市においても原則として存続するが、1市5町間で補助率や負担割合などが異なるものの調整については、鹿児島市の制度を基本にして検討する。

(2) 5町において各町が単独又は複数の町で実施している行政制度等については、その有効性並びに財政に及ぼす影響等を勘案して調整する。

[参 考]

調整の基本的区分（図示）



[参 考]

鹿児島地区合併協議会の協定項目・スケジュール（案）

区分	協定項目等	スケジュール
1	(1)合併の方式 (2)合併後の市の名称 (3)合併後の市の事務所の位置	1月31日 第1回協議会 提案
2	(4)合併の期日 市町村建設計画原案策定方針	2月14日 第2回協議会 提案
3	合併協定項目調整方針 (5)議会の議員の定数及び任期の取扱い (6)農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い (7)一般職の職員の取扱い (8)事務組織及び機構の取扱い (9)条例、規則等の取扱い	4月15日 第3回協議会 提案
4	市町村建設計画（素案） (10)町名・字名の取扱い (11)慣行の取扱い (12)財産の取扱い (13)公共的団体等の取扱い (14)地方税の取扱い (15)国民健康保険事業	5月 第4回協議会 提案
5	(16)ごみ処理事業 (17)し尿処理事業 (18)環境衛生事業 (19)上・下水道事業 (20)都市計画の取扱い (21)建設関係事業 (22)消防関係事業 (23)一部事務組合等の取扱い	6月 第5回協議会 提案

区分	協定項目等	スケジュール
6	(24)地域福祉事業 (25)介護保険事業 (26)児童福祉事業 (27)高齢者福祉事業 (28)障害者福祉事業 (29)生活保護事業 (30)健康づくり事業 (31)保健衛生事業	7月 第6回協議会 提案
7	(32)交通関係事業 (33)女性政策事業 (34)姉妹都市等、国際・国内交流事業 (35)広聴広報関係事業 (36)防災・防犯関係事業 (37)コミュニティ関係事業 (38)住民サービス窓口業務	8月 第7回協議会 提案
8	(39)特別職の取扱い (40)地域審議会の取扱い (41)電算システム事業 (42)使用料、手数料等の取扱い (43)負担金、補助金、交付金の取扱い (44)農林水産業関係事業 (45)商工・観光関係事業 (46)学校教育事業 (47)社会教育事業 (48)その他事業	9月 第8回協議会 提案
9	(49)市町村建設計画（案）	10月 第9回協議会 提案
	市町村建設計画（案）	11月 第10回協議会 協議

第14号議案（第3回協議会提案：継続協議）

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱い案を、1市5町の議会において作成することについて、協議を求める。

平成15年4月15日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

〔 参 考 〕

議会の議員の概要

(平成 15 年 4 月 1 日現在)

市町名	人 口	法定上限数	条例定数	現員数	任 期
鹿 児 島 市	552,098 人	56 人	50 人	47 人	平成 16 年 4 月 28 日
吉 田 町	11,736 人	22 人	16 人	16 人	平成 17 年 4 月 24 日
桜 島 町	4,678 人	14 人	14 人	16 人	平成 15 年 4 月 30 日
喜 入 町	12,802 人	22 人	18 人	18 人	平成 15 年 4 月 29 日
松 元 町	12,065 人	22 人	18 人	18 人	平成 15 年 4 月 30 日
郡 山 町	8,314 人	18 人	16 人	14 人	平成 15 年 4 月 29 日
合 計	601,693 人	56 人	132 人	129 人	

人口は平成 12 年国勢調査による。

法定上限数は、地方自治法に規定される最大定数。

桜島町の条例定数は、平成 15 年 4 月 27 日執行の一般選挙から適用される。

地方自治法（抜粋）

（市町村議会の議員の定数）

第 91 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- | | | |
|----|-------------------------|--|
| 一 | 人口 2 千未満の町村 | 12 人 |
| 二 | 人口 2 千以上 5 千未満の町村 | 14 人 |
| 三 | 人口 5 千以上 1 万未満の町村 | 18 人 |
| 四 | 人口 1 万以上 2 万未満の町村 | 22 人 |
| 五 | 人口 5 万未満の市及び人口 2 万以上の町村 | 26 人 |
| 六 | 人口 5 万以上 10 万未満の市 | 30 人 |
| 七 | 人口 10 万以上 20 万未満の市 | 34 人 |
| 八 | 人口 20 万以上 30 万未満の市 | 38 人 |
| 九 | 人口 30 万以上 50 万未満の市 | 46 人 |
| 十 | 人口 50 万以上 90 万未満の市 | 56 人 |
| 十一 | 人口 90 万以上の市 | 人口 50 万を超える数が 40 万を増すごとに 8 人を 56 人に加えた数（その数が 96 人を超える場合にあっては、96 人） |

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（議会の議員の定数に関する特例）

- 第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。
- 3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第3項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第91条第5項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律第2条第1項の市町村の合併をいう。）の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。

7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは、「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項において準用する同条第3項」とする。

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

編入合併における議会の議員の定数と任期の取扱い

編入合併においては、編入される町の議員は、町の法人格が消滅するため失職することになるが、合併特例法では、激変緩和的な措置として、合併後の議員の定数や在任期間に係る特例措置を定めている。

取扱区分	編入される町の議員	鹿児島市の議員
1. 合併特例法によらない場合	失職	全議員が在任
2. 合併特例法の定数特例による場合	失職 合併後、編入される町ごとの区域において増員選挙を実施	
3. 合併特例法の在任特例による場合	編入される町の全議員が在任	

1. 合併特例法によらない場合

合併 鹿児島市の条例定数 鹿児島市の条例定数 鹿児島市の条例定数

選挙なし 鹿児島市の議員の残任期間 一般選挙 一般選挙

2. 定数特例による場合

合併後、編入される町ごとの区域において、増員選挙により選出された議員は、編入をする鹿児島市の議員の残任期間だけ在任する。

さらに、合併後最初に行われる一般選挙においても増員選挙を実施できる。

増員数 = 編入をする鹿児島市の議員定数 × (編入される町の人口 ÷ 編入をする鹿児島市の人口)

= 各町から 1 人 (注)端数は四捨五入、1人未満は1人

編入合併特例定数 = 編入をする鹿児島市の議員定数 + 増員数

? 合併特例法第 6 条第 2 項適用 (定数特例)

合併 編入合併特例定数 鹿児島市の条例定数 鹿児島市の条例定数

増員選挙 鹿児島市の議員の残任期間 一般選挙 一般選挙

? 合併特例法第 6 条第 2 項、第 5 項適用 (定数特例 + 定数特例)

合併 編入合併特例定数 編入合併特例定数 鹿児島市の条例定数

増員選挙 鹿児島市の議員の残任期間 一般選挙 一般選挙

3. 在任特例による場合

編入される町の議員は、編入をする鹿児島市の議員の残任期間だけ在任する。

さらに、合併後最初の一般選挙において、編入合併特例定数による増員選挙を実施できる。

? 合併特例法第7条第1項第2号適用（在任特例）

合併	在任	鹿児島市の条例定数	鹿児島市の条例定数
選挙なし	鹿児島市の議員の残任期間	一般選挙	一般選挙

? 合併特例法第7条第1項第2号、第3項適用（在任特例 + 定数特例）

合併	在任	編入合併特例定数	鹿児島市の条例定数
選挙なし	鹿児島市の議員の残任期間	一般選挙	一般選挙

第15号議案（第3回協議会提案：継続協議）

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い案を、1市5町の農業委員会において作成することについて、協議を求める。

平成15年4月15日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

[参 考]

農業委員会の概要

			鹿児島市	吉田町	桜島町
区 域 面 積			28,979 ha	5,479 ha	3,219 ha
農 地 面 積			1,360 ha	378 ha	271 ha
基 準 農 業 者 数			3,321	803	431
農 業 委 員 の 任 期			平成13年4月29日 ~ 平成16年4月28日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日
農 業 委 員 の 数	公 選 委 員	定 数	25 人	10 人	11 人
		現 員	25 人	10 人	11 人
	選 任 委 員		11 人	5 人	3 人
	1号委員	現 員	6 人	3 人	2 人
	2号委員	現 員	5 人	2 人	1 人
	計		現 員	36 人	15 人

			喜入町	松元町	郡山町
区 域 面 積			6,123 ha	5,105 ha	5,775 ha
農 地 面 積			872 ha	743 ha	577 ha
基 準 農 業 者 数			785	684	901
農 業 委 員 の 任 期			平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日
農 業 委 員 の 数	公 選 委 員	定 数	10 人	10 人	10 人
		現 員	9 人	10 人	10 人
	選 任 委 員		4 人	3 人	4 人
	1号委員	現 員	2 人	2 人	2 人
	2号委員	現 員	2 人	1 人	2 人
	計		現 員	13 人	13 人

			5 町 の 合 計	1 市 5 町 の 合 計
区 域 面 積			25,701 ha	54,680 ha
農 地 面 積			2,841 ha	4,201 ha
基 準 農 業 者 数			3,604	6,925
農 業 委 員 の 数	公 選 委 員	定 数	51 人	76 人
		現 員	50 人	75 人
	選 任 委 員		19 人	30 人
	1号委員	現 員	11 人	17 人
	2号委員	現 員	8 人	13 人
	計		現 員	69 人

農地面積は平成13年農林水産年報

基準農業者数は2000年農林業センサス

農業委員の定数・現員は平成15年3月1日現在

公選委員は選挙により選ばれた委員

選任委員の1号委員は、農業協同組合、農業共済組合が組合ごとに推薦した委員

選任委員の2号委員は、議会が推薦した委員

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

(1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1人

(2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

（委員の任期）

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日)まで在任する。

5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(境界の変更の場合の特例)

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令(抜粋)

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

1. 合併後、1つの農業委員会を置く場合

(1) 編入合併後の委員の定数

ア 選挙による委員は、30人以内で条例で定めた数となる。〔現行25人〕

（農業委員会等に関する法律第7条、同法施行令第2条の2）

イ 選任による委員は、農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した各1人、並びに議会が推薦した学識経験者5人以内となる。

（農業委員会等に関する法律第12条）

(2) 合併特例法（在任特例措置）による選挙委員の定数及び任期の取扱い

編入合併においては、編入される町の農業委員は、町の法人格が消滅し農業委員会が廃止されるため失職することになるが、合併特例法では、激変緩和的な措置として、合併後の委員の定数や在任期間に係る特例措置を定めている。

ア 編入する鹿児島市の選挙による委員は、そのまま在任する。

イ 編入される5町の選挙による委員は、40人を超えない範囲で在任できる。ただし、在任期間は編入する鹿児島市の委員の残任期間となる。

（市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項）

編入合併後の委員数

	選挙		選任	計
	鹿児島市	5町		
合併特例法によらない場合	25人	0人	15人	40人
合併特例法による場合	25人	40人以下	15人	80人以下

（注1）鹿児島市の選挙による委員は現行条例による数、選任による委員は現在の農業協同組合等による数。

（注2）合併特例法適用期間後の委員数は、合併特例法によらない場合の委員数になる。

2. 合併後、2つ以上の農業委員会を置く場合

農業委員会は、本来1市町村1農業委員会が原則である。ただし、その区域が著しく大きい（24,000haを超える）市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい（7,000haを超える）市町村にあっては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

（農業委員会等に関する法律第3条第2項、第34条第2項）

第16号議案（第3回協議会提案：継続協議）

一般職の職員の取扱いについて

一般職の職員の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

- 1 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の一般職の職員は、すべて鹿児島市の一般職の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に取り扱うものとし、1市5町の長が別に協議するものとする。

平成15年4月15日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

[参 考]

一般職の職員数 (1 5 . 4 . 1 現在)

(単 位 : 人)

区 分	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	計
局長級	16						16
部長級	78						78
課長級	330	13	39	22	14	21	439
課長補佐級		25	45	26	11		107
係長級	1,024	31	45	49	22	24	1,195
その他	3,591	36	152	58	58	46	3,941
計	5,039	105	281	155	105	91	5,776

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（職員の身分取扱い）

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

第17号議案（第3回協議会提案：継続協議）

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

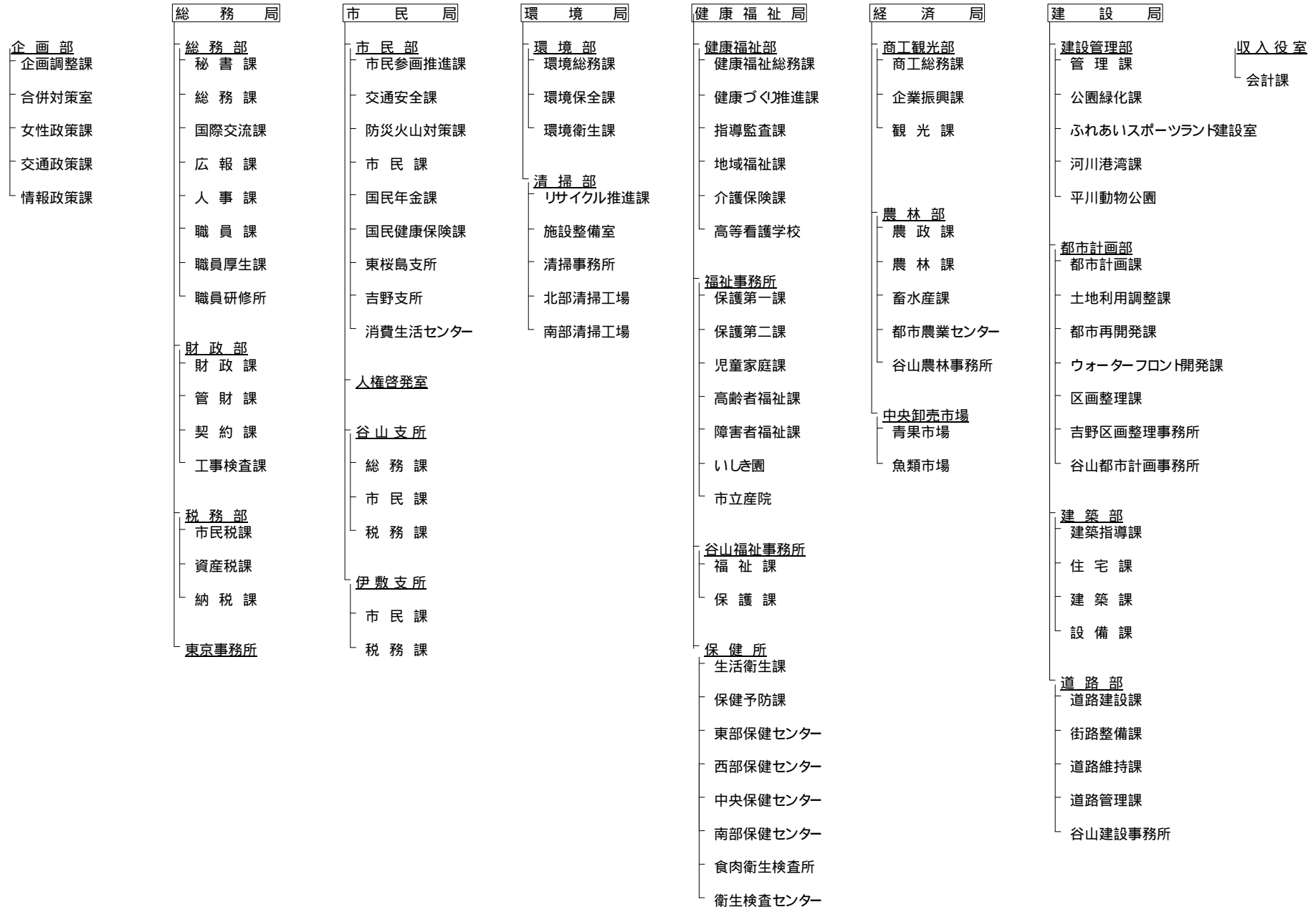
- 1 5町の役場は、支所とする。
- 2 合併時の支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮するものとする。
- 3 附属機関については、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、所要の措置を行うものとする。

平成15年4月15日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

[参 考]

鹿 児 島 市 の 組 織 ・ 機 構



病院事業管理者

- 消防局
- 総務課
- 警防課
- 予防課
- 中央消防署
- 西消防署
- 南消防署

市立病院

事務局

- 総務課
- 経理課
- 医事課

診療各科

- 内科
- 消化器科
- 循環器科
- 小児科
- 外科
- 整形外科
- 形成外科
- 脳神経外科
- 小児外科
- 皮膚科
- 泌尿器科
- 産婦人科
- 眼科
- 耳鼻いんご科
- 放射線科
- 歯科
- 麻酔科
- 薬剤科
- 看護科
- 救命救急センター
- 周産期医療センター
- 人工透析部
- 中央放射線室
- 中央研究検査室
- 病理研究検査室
- 中央手術室
- 中央材料室
- 中央理学療法室
- 中央集中治療室
- 中央カフ管理室
- 中央図書室

交通事業管理者

交通局

- 総合企画課
- 総務課
- 経理課
- 電車事業課
- バス事業課

水道事業管理者

水道局

- 総務部
 - 総務課
 - 経営管理課
 - 経理課
 - 営業課
 - 収納課
 - 給排水設備課
- 水道部
 - 水道整備課
 - 水道管路課
 - 配水管理課
- 下水道部
 - 下水道建設課
 - 下水道管路課
 - 下水処理課

教育委員会

事務局

- 管理部
 - 総務課
 - 施設課
 - 市民スポーツ課
 - 文化課
 - 美術館
 - 図書館
 - 科学館
 - 市民体育館
 - ふるさと考古歴史館
 - かごしま近代文学館
- 教育部
 - 学務課
 - 学校教育課
 - 保健体育課
 - 青少年課
 - 生涯学習課
 - 生涯学習プラザ
 - 中央公民館
 - 鴨池公民館
 - 城西公民館
 - 谷山市民会館
 - 吉野公民館
 - 伊敷公民館
 - 武・田上公民館
 - 東桜島公民館
 - 少年自然の家
 - 婦人会館
 - 青年会館
 - 学習情報センター
 - 学校給食センター
 - 宮川野外活動センター
 - 勤労婦人センター
 - 青少年補導センター
 - 勤労青少年ホーム
 - 結婚相談所

議会

事務局

- 総務課
- 政務調査課
- 議事課

選挙管理委員会

事務局

監査委員

事務局

公平委員会

事務局

農業委員会

事務局

5 町の組織・機構

吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
<ul style="list-style-type: none"> 総務課 企画課 税務課 経済課 耕地課 町民生活課 保健福祉課 建設課 水道課 <p style="margin-left: 40px;">収入役室</p> <p>町議会 —— 議会事務局</p> <p>教育委員会 —— 総務課 社会教育課</p> <p>農業委員会 —— 事務局</p> <p>監査委員 —— 事務局</p> <p>選挙管理委員会 —— 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 企画調整課 税務課 経済課 町民生活課 保健福祉課 建設課 管理課 観光課 営業課 船舶課 <p style="margin-left: 40px;">収入役室</p> <p>自動車運送事業 —— 人事課 自動車課</p> <p>町議会 —— 議会事務局</p> <p>教育委員会 —— 総務課 社会教育課 スポーツ振興課</p> <p>農業委員会 —— 事務局</p> <p>監査委員 —— (書記)</p> <p>選挙管理委員会 —— 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 企画課 税務課 経済課 耕地課 町民課 保健衛生課 いはい対策課 建設課 水道課 老人ホーム喜入園 マリニピア施設 管理事務所 <p style="margin-left: 40px;">収入役室</p> <p>消防長 —— 消防本部</p> <p>町議会 —— 議会事務局</p> <p>教育委員会 —— 総務課 指導課 社会教育課 社会体育課 給食センター 図書館 公民館</p> <p>農業委員会 —— 事務局</p> <p>監査委員 —— (書記長)</p> <p>選挙管理委員会 —— (書記長・書記)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 企画振興課 税務課 農林課 農地整備課 町民生活課 保健福祉課 建設課 <p style="margin-left: 40px;">収入役室</p> <p>町議会 —— 議会事務局</p> <p>教育委員会 —— 総務課 社会教育課 給食センター 平野岡健康づくり 公園</p> <p>農業委員会 —— 事務局</p> <p>監査委員 —— (書記)</p> <p>選挙管理委員会 —— (書記長・書記)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 企画振興課 税務課 農林課 耕地課 住民生活課 保健福祉課 建設課 都市計画課 <p style="margin-left: 40px;">収入役室</p> <p>町議会 —— 議会事務局</p> <p>教育委員会 —— 総務課 社会教育課 給食センター 中央公民館</p> <p>農業委員会 —— 事務局</p> <p>監査委員 —— 事務局</p> <p>選挙管理委員会 —— 事務局</p>

第18号議案（第3回協議会提案：継続協議）

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

鹿児島市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、所要の措置を行うものとする。

平成15年4月15日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

第19号議案

平成14年度鹿児島地区合併協議会歳入歳出決算について

鹿児島地区合併協議会財務規程第6条の規定に基づき、平成14年度鹿児島地区合併協議会歳入歳出決算について、監査委員の監査結果報告を付けて認定を求める。

平成15年5月16日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

(別 紙)

平成 1 4 年度鹿児島地区合併協議会事業報告

1 会議の開催

- (1) 協議会 2 回開催、幹事会 5 回開催
- (2) 専門部会 26 回開催

2 市町村建設計画の検討

市町村建設計画の原案策定方針を第 2 回協議会において提案

参考：第 3 回協議会（平成 15 年 4 月 15 日）において原案どおり決定

3 協定項目の検討

(1) 基本 4 項目の協議

合併の方式（編入合併）、合併後の市の名称（鹿児島市）及び合併後の市の事務所の位置（鹿児島市山下町 11 番 1 号）については第 1 回協議会に提案、原案どおり決定

合併の期日（平成 16 年 11 月 1 日を目標）については第 2 回協議会に提案

参考：第 3 回協議会（平成 15 年 4 月 15 日）において原案どおり決定

- (2) 協議に時間を要する項目の協議
平成 15 年度において協議予定
- (3) その他の項目の協議
平成 15 年度において協議予定

4 住民への積極的な情報提供

合併協議会での協議内容や合併関係資料等を広く住民に情報提供する。

- (1) 鹿児島地区合併協議会だよりを作成し、1 市 5 町の全世帯に配付する。

平成 15 年 2 月 25 日発行 262,676 部配布（1 市 5 町）

- (2) 鹿児島地区合併協議会のホームページを開設し、随時更新を行う。

平成 15 年 2 月 12 日開設、随時更新中

5 その他

国や県との調整のほか、必要な事業を適宜実施する。

県とは合併に関することを適宜連絡調整を行った。

平成14年度鹿児島地区合併協議会歳入歳出決算書

(歳入)

(単位:円)

款	項	目	算 現 額					調 定 額	収 入 済 額	収 未 済 額	説 明	
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節						
						区 分	金 額					
1 負担金			9,780,000	0	9,780,000			9,780,000	9,780,000	0		
	1 負担金		9,780,000	0	9,780,000			9,780,000	9,780,000	0		
		1 負担金		9,780,000	0	9,780,000			9,780,000	9,780,000	0	
								合併協議 会負担金	9,780,000	9,780,000	9,780,000	0
3 諸収入			20,000	0	20,000			1	1	0		
	1 諸収入		20,000	0	20,000			1	1	0		
		1 預金利子 等		20,000	0	20,000			1	1	0	
								預金利子 等	20,000	1	1	0
歳 入 合 計			9,800,000	0	9,800,000			9,780,001	9,780,001	0		

(歳出)

(単位:円)

款	項	目	算 現 額					支出済額	不 用 額	説 明			
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	計	節						
							区 分				金 額		
1 事業費			6,646,000	0	0	6,646,000			4,020,314	2,625,686			
	1 会議費		6,646,000	0	0	6,646,000			4,020,314	2,625,686			
		1 会議費		1,322,000	0	0	1,322,000			717,552	604,448		
								報酬	720,000	424,000	296,000	協議会委員報酬	424,000
								需用費	81,000	52,452	28,548	飲物代	6,252
												プリンタ用紙代	46,200
								役務費	203,000	131,900	71,100	筆耕料(協議会会議録)	124,950
											郵便料	6,950	
								使用料及 び賃借料	318,000	109,200	208,800	会議室使用料	109,200
		2 広報啓発 費		5,324,000	0	0	5,324,000			3,302,762	2,021,238		
							需用費	2,896,000	2,480,625	415,375	印刷製本費(協議会だより)	2,480,625	
							委託料	2,428,000	822,137	1,605,863	協議会だより配布委託料	615,287	
											ホームページ作成委託料	206,850	

(歳出)

(単位:円)

款	項	目	算 現 額					支出済額	不 用 額	説 明		
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	計	節					
							区 分				金 額	
2 事務局費			3,154,000	0	0	3,154,000			1,755,597	1,398,403		
	1 事務局費		3,154,000	0	0	3,154,000			1,755,597	1,398,403		
		1 事務局費	3,154,000	0	0	3,154,000			1,755,597	1,398,403		
							共済費	5,000	3,120	1,880	事務補助員労働保険料	3,120
							賃金	238,000	195,690	42,310	事務補助員賃金	195,690
							旅費	543,000	13,890	529,110	協議会事務局職員旅費 需用費へ769,000流用	13,890
							需用費	1,188,000	938,325	249,675	新聞購読料	15,496
											看板代	31,500
											図書購入費	22,794
											一般事務用品代	113,158
									プリンター用紙代	286,027		
									地図印刷費	469,350		
						役務費	140,000	38,683	101,317	バス回数券代	3,600	
									電話代	18,723		
									切手代	16,360		
						使用料及 び賃借料	408,000	65,900	342,100	コピー機リース料	57,120	
									タクシー借上料	8,780		
						備品購入 費	632,000	499,989	132,011	事務机	132,300	
									事務用イス	126,000		
									ロッカー	64,890		
									公印	36,015		
									MDレコーダー	37,380		
									LANルーター	20,475		
									LANケーブル	28,539		
									保管庫	54,390		
歳	出	合	計	9,800,000	0	0	9,800,000			5,775,911	4,024,089	

歳入決算額	9,780,001円
歳出決算額	5,775,911円
歳入歳出差引残額	4,004,090円 (翌年度へ繰越)

監 査 結 果 報 告

鹿児島地区合併協議会規約第15条第1項の規定に基づき、平成14年度の収支決算について監査を行ったので、その結果を報告する。

監査に当たっては、帳簿記録の試査、証拠書類の抽出による検査及び関係職員に対する質問等、一般に認められた手続きに従って、決算の計数及び帳簿の記録並びに事務の処理が適正か、また決算書類が協議会の収支状況を適正に表示しているかどうかについて、その内容を検討した。

監査の結果、決算の書類等は協議会の財務規程に基づき作成され、決算の計数は正確で、協議会の収支状況を適正に表示しているものと認める。また、事務処理はおおむね良好になされていた。

平成15年4月24日

鹿児島地区合併協議会監査委員

鹿児島市代表監査委員 山元貞明 印

桜島町代表監査委員 平瀬 恍 印

郡山町代表監査委員 大迫義圀 印

第20号議案

市町村建設計画素案について

鹿児島地区合併協議会規約第3条第2号に規定する市町村建設計画の素案を次のとおり定めることについて、協議を求める。

市町村建設計画素案は、別紙のとおりとする。

平成15年5月16日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

(別紙)

市町村建設計画素案

< 目 次 >

はじめに	1
1 合併の必要性	1
2 計画策定の方針	4
市町の概況	5
1 位置、面積と地勢	5
2 人口と世帯	7
人口フレーム	9
人口と世帯	9
まちづくりの基本方針	10
1 都市像	10
2 まちづくりの方向	11
3 土地利用・地域別振興の方針	13
まちづくり計画	17
施策の体系	17
1 安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕	19
2 豊かな心と個性を育むまち〔個性創造都市〕	22
3 人と自然にやさしい快適なまち〔快適環境都市〕	24
4 機能的で多彩な交流が広がるまち〔交流拠点都市〕	26
5 にぎわいと活力あふれるまち〔産業活力都市〕	28
6 計画の推進にあたって	30
公共施設の統合整備	31

1 合併の必要性

(1) 歴史的経緯

鹿児島市は、島津氏の城下町として栄え、明治 22 年の市制施行以来、4 次にわたって周辺地域を編入して市域を拡大するとともに、県都としてまた政治、経済、文化の中心都市として発展を続けました。昭和 42 年 4 月 29 日には隣接する谷山市と合併して人口 38 万人の新生鹿児島市が誕生し、平成 8 年 4 月に中核市に移行、現在では人口 55 万人を擁する南九州の中核都市としてゆるぎない地位を築いています。

吉田町は、周りを山々に囲まれ、溪流や緑豊かな自然環境に恵まれた田園の町で、昭和 47 年 11 月に町制を施行しています。近年、企業の進出や鹿児島市のベッドタウンとしての役割から、人口増加率は県内で上位を占めています。

桜島町は、鹿児島県のほぼ中央に位置し、鹿児島湾の中部で鹿児島市の対岸 3.8 km にある活火山「桜島」の西半分を占め、ほぼ全域が霧島屋久国立公園に指定されています。昭和 48 年 5 月に町制を施行しています。

喜入町は、その名を 1414 年島津久豊がこの地で上げた戦勝を祝して給黎を「喜入」と改めたことに由来します。明治 22 年に村制、昭和 31 年 10 月に町制を施行しています。鹿児島湾沿いの南北 16 km にわたる遠浅の長い海岸線を持ち、昭和 44 年には世界最大級の石油備蓄基地が操業を開始、町発展に多大な恩恵を与えています。

松元町は、昭和 35 年 4 月の町制施行までは、上伊集院村として農業を中心に栄えてきましたが、昭和 50 年代以降宅地化が急速に進み、鹿児島市からの転入者が急増しており、鹿児島市への通勤率も第 1 位です。平成 12 年の国勢調査による人口増加率は、県内第 1 位となっています。

郡山町は、甲突川の上流域に位置して豊かな自然や史跡、温泉等の資源に恵まれた町で、昭和 31 年 9 月町村合併促進法に基づき、郡山村と下伊集院村の一部（有屋田・嶽）が合併してできた町です。なお、現在の鹿児島市への通勤率・通院率は県内第 3 位です。

以上の 1 市 5 町は、昭和 47 年に発足した鹿児島広域市町村圏にも属しており、その中で相互に機能と役割を分担しながら、調和のとれた地域社会づくりと南九州の活性化をリードする圏域づくりに取り組んでいます。

(2) 生活圏の一体化と住民ニーズの高度化への対応

近年のモータリゼーションや情報通信技術の進展などにより、通勤、通学、通院、買い物などの日常生活における住民の流動化が拡大しています。特に吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の 5 町は、鹿児島市との結びつきが非常に強い地域であり、この 1 市 5 町の日常生活圏は一体化している状況にあります。

このように日常生活圏が既に一体化している状況においては、その生活実態に即した地方自治体を組織することが自己決定・自己責任の原則に基づく住民自治の達成や住民福祉の向上にもつながるものであるといえます。

また、住民の価値観の多様化や技術革新の進展などに伴い、住民が求めるサービスも

はじめに

1 合併の必要性

多様化し、高度化しています。これに対応するため、専門的かつ高度な能力を有する職員の確保や組織の整備拡充が求められており、行政サービスの充実や安定を図る必要があります。

(3) 少子高齢化と地方分権の進展への対応

将来人口推計（厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所 中位推計）によれば、わが国の総人口は、平成 18 年（2006 年）をピークに減少に転じ、人口構成については、今後 0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口の割合が減少し、65 歳以上の老年人口は増加を続け、平成 26 年（2014 年）には 4 人に 1 人が、平成 62 年（2050 年）には 2.8 人に 1 人が高齢者となるなど急速に高齢化が進むことが予測されています。

一方、この 1 市 5 町においても平成 26 年には現在より年少人口の割合が 1.4 ポイント減少し、老年人口の割合が 6.4 ポイント増加する見込みです。

少子高齢化の進行は、生産年齢人口の減少でもあり、このような状態が進んでいくと、現在の行政サービス水準を維持することができなくなる恐れもあります。

また、地方分権は、住民に身近な行政の権限をできる限り国、県から地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取り組みです。これからは、自己決定・自己責任の原則のもと、地域の実情にあった個性的で多様な行政を展開する必要があります。

このために、地方自治体は効率的な行財政運営に努めることが第一であり、市町村合併により行財政基盤を確立していくことも有効な手段です。

(4) これまでの取り組み

合併特例法の期限を念頭に鹿児島地区の法定合併協議会の設置に向けた協議を行うため、平成 13 年 5 月 8 日に鹿児島地区市町村合併調査研究会（鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町、三島村及び十島村で構成）が設置されました。この研究会では法定合併協議会への枠組み参加について平成 14 年 8 月中に確認することで取り組み、調査・研究や意識調査等を行いました。

平成 14 年 8 月 26 日の同研究会首長会において、1 市 5 町から法定合併協議会への枠組み参加の表明があり、2 村から住民意識調査の結果等を総合的に考慮し、参加は難しいとの表明がなされました。これを受け、平成 14 年 9 月 6 日、枠組みへの参加を表明した 1 市 5 町で鹿児島地区合併準備協議会を設置し、合併に関する諸問題について調査、検討及び協議を行いました。

そして、平成 14 年 12 月の 1 市 5 町の各議会において、合併市町村の建設に関する基本的な計画の策定とその他市町村合併に関する協議を行う法定合併協議会（鹿児島地区合併協議会）設置に関する議案が議決され、平成 15 年 1 月 24 日に鹿児島地区合併協議会が設置されました。

(5) 合併の効果

市町村合併は、これまで各々の地方自治体として進めてきたまちづくりを一元化するものであり、広域的な視点に立った道路や公共施設の整備、土地利用などを実施することにより、計画的で一体的なまちづくりを重点的かつ効果的に実施することが可能となります。したがって、1市5町においては、住民ニーズの多様化、高度化、広域化に対応した専門的で、高度な幅広い行政サービスを展開することが可能になります。

さらに、行政サービスの提供区域が広域化することで、窓口サービス等が勤務通学地などでも利用できるようになり、住民の利便性が向上することになります。

また、市町村合併は究極の行政改革ともいわれ、一層、効率的かつ効果的な行財政運営を推進する基盤が確立され、公共施設の効率的な整備や重複する内部管理部門の効率化等により人件費、物件費についてスケールメリットを生み出し、財政の効率化が図られます。

1市5町においては、このような合併効果を発揮し、人口60万人を擁する県都として、これまで以上に政治、経済、文化などあらゆる分野において県内の他自治体をリードし南九州を代表する都市の役割を果たしていくことが求められます。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

この計画においては、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各総合振興計画を継承するとともに、「第四次鹿児島市総合計画」を踏まえ、鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町（以下「1市5町」という。）の合併後のまちづくりの基本方針を定め、総合的なまちづくり計画を策定するものです。これにより、1市5町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の発展を図る具体的なまちづくりの方向を示すものとします。

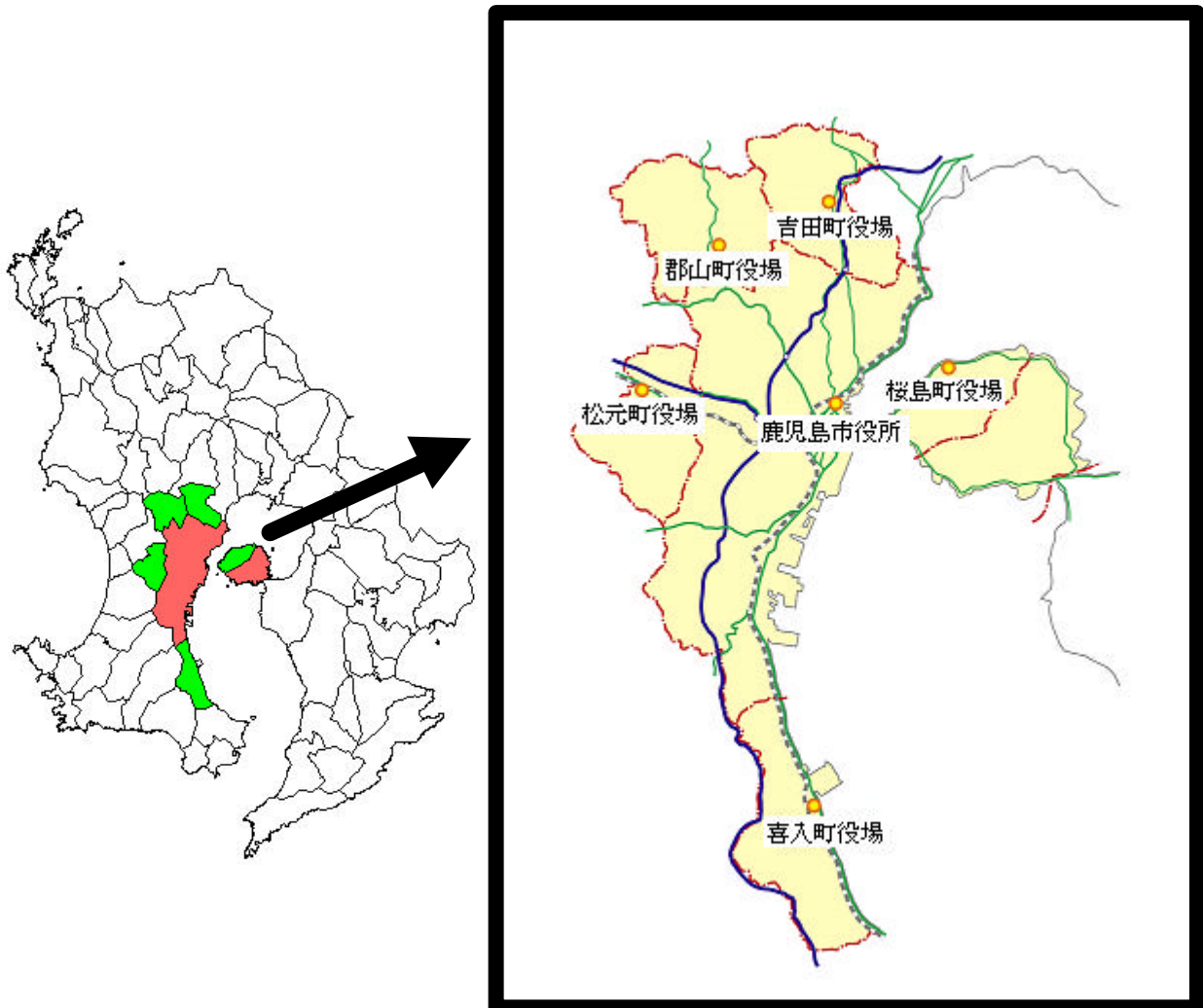
(2) 計画の構成

この計画は、1市5町の合併後のまちづくりの基本方針、基本方針を実現するためのまちづくり計画及び財政計画を中心として構成されます。

(3) 計画の期間

まちづくりの基本方針は、長期的展望に立ったものであり、まちづくり計画及び財政計画は、合併施行の日から平成26年度までの概ね10か年の計画とします。

1 位置、面積と地勢



鹿児島市は、鹿児島県本土のほぼ中央部にあって、北は鹿児島郡吉田町、西は松元町など日置郡の各町、南は揖宿郡喜入町などと接しています。また、東は鹿児島湾に面し、海を隔てた桜島の東半分を含んだ東西約 27 k m、南北約 30 k m の風光明媚な都市です。

面積は 289.79 k m² で、市街地は、鹿児島湾に注ぐ甲突川など 7 つの中小河川により形成された小平野部にあり、その周辺は、海拔 100m から 300m の丘陵地帯(シラス台地)になっています。

吉田町は、鹿児島県の中部に位置し、鹿児島郡に属しています。南は鹿児島市、西は日置郡郡山町、北は始良郡蒲生町、東は始良郡始良町に接し、東西に 4.95 k m、南北に 8.72 k m と長方形をなした面積 54.79 k m² の町です。

東は赤崩を盟主とする赤崩火山峰、西は花尾山及び雄岳を盟主とした諸連峰がそびえ、これらの高峰を源として思川、本名川、稻荷川の渓流が山間を縫って鹿児島湾に注いでいます。

自然環境は、平坦地 27%、山間及び傾斜地約 73% で地形的な制約を受けていますが、北地区は水田地帯、南地区は畑地帯で、土地は概ね肥沃で各種農産物の生産は良好です。

桜島町は、鹿児島県のほぼ中央に位置する活火山桜島岳の西半斜面を占め、ほぼ全域

市町の概況

1 位置、面積と地勢

が霧島屋久国立公園地域内にあります。

桜島は、周囲 52 km、面積 80 km²で、鹿児島市の中心部とは海を隔てて 3.8 km の近距離にあり、大正 3 年 1 月の大噴火までは島でしたが、溶岩流によって大隅半島と接続し現在では半島の一部となっています。

長谷川、深谷川をはじめ大小いくつかの河川があり、海岸線を起点として山頂に向かって平均 15 度の斜度をなし、総面積 32.19 km²で海岸線は東西 13.8 km です。

総面積の約 75% は山林、原野及び溶岩等で住宅地は海岸線に帯状に形成しており、耕地は全部畑作で果樹が主です。

喜入町は、薩摩半島の鹿児島湾沿いにあり、北は鹿児島市、西は川辺郡知覧町と揖宿郡額娃町、南は指宿市と接しています。東は鹿児島湾に面し、東西 6.2 km、南北 16 km の細長い形をしています。

また、南北 16 km に及ぶ長い海岸線は沖合 1.5 km まで遠浅となっており、どこからも雄大な桜島を望むことができます。

面積 61.23 km²の約 80% を高地が占め、知覧町・額娃町と接する西の山々は分水嶺になっており、そこを源とする 10 余りの河川は鹿児島湾に注ぎ、流域には集落と水田が広がっています。

松元町は、薩摩半島の中部に位置し、日置郡に属しています。東は鹿児島市、南は日置郡吹上町と日吉町に、西北は日置郡伊集院町に接しています。

面積は 51.05 km²で、東西 7.4 km、南北 11 km のほぼ三角形をなし、多くの丘陵と渓谷からなり、その丘陵は高原台地で畑地と林野となっています。台地は概ね標高 150m ~ 200m に点在し、渓谷は相合して小川となり、その一部は鹿児島湾に注ぐ永田川の源流となっています。

水田はシラスを母体としてできた砂壤土で畑地の多くは切り立ったシラスに面し、畑地の多くは台地上にあってシラスに覆われています。

郡山町は、日置郡の最東部に位置し、南は鹿児島市、西は日置郡伊集院町と東市来町、北は薩摩郡樋脇町と入来町、東は姶良郡蒲生町と鹿児島郡吉田町に接しています。

北に八重山、東に花尾山・三重岳、西に重平山があり、南は小高い丘陵で鹿児島市に連なっています。

主な河川は八重山に源を發する甲突川が流れ鹿児島湾まで注ぎ、重平山及び上宮岳に源を發する神之川は東シナ海へ注いでいます。

面積は 57.75 km²、地質は山岳地帯が輝石安山岩を基岩とし、その風化土からなっていますが、中南部の丘陵地帯は全般的に鹿児島特有のシラス層からなっています。

市町の概況

2 人口と世帯

2 人口と世帯

人口推移（国勢調査）

（単位：人）

	S55年	S60年	増減数	H2年	増減数	H7年	増減数	H12年	増減数
鹿児島市	505,360	530,502	25,142	536,752	6,250	546,282	9,530	552,098	5,816
吉田町	7,418	8,377	959	9,824	1,447	11,184	1,380	11,736	552
桜島町	6,098	5,593	505	5,245	348	4,903	342	4,678	225
喜入町	12,354	12,574	220	12,518	56	12,772	254	12,802	30
松元町	8,616	9,495	879	9,803	308	11,039	1,236	12,065	1,026
郡山町	7,910	8,131	221	8,110	21	8,250	140	8,314	64
合計	547,756	574,672	26,916	582,252	7,580	594,430	12,178	601,693	7,263

世帯数（平成12年国勢調査）

（単位：世帯）

鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	合計
229,064	4,001	1,788	4,828	4,234	3,040	246,955

年齢階層別人口構成（国勢調査）

（単位：人）

	平成7年			平成12年					
	0-14歳	15-64歳	65歳～	0-14歳	増減数	15-64歳	増減数	65歳～	増減数
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
鹿児島市	97,851	375,257	73,160	86,269	11,582	377,347	2,090	88,475	15,315
	17.9%	68.7%	13.4%	15.6%	11.8%	68.4%	0.6%	16.0%	20.9%
吉田町	2,314	6,924	1,946	2,060	254	7,357	433	2,316	370
	20.7%	61.9%	17.4%	17.6%	11.0%	62.7%	6.3%	19.7%	19.0%
桜島町	661	3,004	1,238	636	25	2,647	357	1,395	157
	13.5%	61.3%	25.2%	13.6%	3.8%	56.6%	11.9%	29.8%	12.7%
喜入町	2,215	7,619	2,935	1,979	236	7,633	14	3,190	255
	17.3%	59.7%	23.0%	15.5%	10.7%	59.6%	0.2%	24.9%	8.7%
松元町	2,151	7,008	1,880	2,090	61	7,794	786	2,181	301
	19.5%	63.5%	17.0%	17.3%	2.8%	64.6%	11.2%	18.1%	16.0%
郡山町	1,272	5,177	1,801	1,200	72	5,074	103	2,040	239
	15.4%	62.8%	21.8%	14.4%	5.7%	61.0%	2.0%	24.5%	13.3%
合計	106,464	404,989	82,960	94,234	12,230	407,852	2,863	99,597	16,637
	17.9%	68.1%	14.0%	15.7%	11.5%	67.8%	0.7%	16.6%	20.1%

率は小数点2位を四捨五入

市町の概況

2 人口と世帯

鹿児島市は、県都として、また南九州の中核都市として、政治、経済、社会、文化など高次な都市機能が集積した都市として発展し、平成12年の国勢調査による人口は552,098人、世帯数229,064世帯です。

吉田町は、県総合教育センターなど県立の教育機関の立地、九州縦貫自動車の開通を契機に平成7年の国勢調査では、人口増加率で県内1位を記録し、平成12年国勢調査においても人口増加率県内6位と、現在でも増加傾向にあり、人口は11,736人、世帯数4,001世帯です。

桜島町は、人口減少傾向にあり、平成12年の国勢調査による人口は4,678人、世帯数1,788世帯です。

喜入町は、通勤・通学や農産物の出荷など鹿児島市と非常に緊密な結びつきを持っています。この立地条件を生かし、定住促進のための宅地分譲事業や公営住宅等の整備を実施しています。平成12年の国勢調査による人口は12,802人、世帯数4,828世帯です。

松元町は、鉄道交通の利便性から、人口は年々増加傾向にあり、平成12年の国勢調査による人口は12,065人、世帯数4,234世帯、増加率では、県内第1位（対前回は9.3%増）です。

郡山町は、自然に恵まれた地域であり、ここ数年人口は微増しており、平成12年の国勢調査による人口は8,314人、世帯数3,040世帯です。

就業構造の推移を見ると、第1次産業就業者数が1市5町全て減少傾向にあるのに対して、第2次産業就業者数は桜島町・喜入町・郡山町については減少、その他の地域は微増、3次産業就業者数は桜島町以外は増加傾向にあります。

就業構造（国勢調査）（上段・就業者数 単位：人、率は小数点2位を四捨五入、分類不能分があり100にならない）

	平成7年			平成12年					
	1次産業	2次産業	3次産業	1次産業	増減数	2次産業	増減数	3次産業	増減数
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
鹿児島市	3,437	45,691	202,319	2,318	1,119	45,904	213	204,792	2,473
	1.4%	18.1%	80.1%	0.9%	32.6%	18.0%	0.5%	80.1%	1.2%
吉田町	576	1,500	3,138	278	298	1,543	43	3,467	329
	11.0%	28.7%	60.1%	5.3%	51.7%	29.1%	2.9%	65.5%	10.5%
桜島町	575	404	1,484	562	13	326	78	1,444	40
	23.3%	16.4%	60.2%	24.1%	2.3%	14.0%	19.3%	61.9%	2.7%
喜入町	963	1,623	3,293	680	283	1,465	158	3,562	269
	16.4%	27.6%	56.0%	11.9%	29.4%	25.7%	9.7%	62.4%	8.2%
松元町	539	1,640	3,178	349	190	1,760	120	3,651	473
	10.0%	30.6%	59.2%	6.0%	35.3%	30.5%	7.3%	63.3%	14.9%
郡山町	703	1,430	2,002	402	301	1,292	138	2,254	252
	17.0%	34.5%	48.3%	10.2%	42.8%	32.7%	9.7%	57.1%	12.6%
合計	6,793	52,288	215,414	4,589	2,204	52,290	2	219,170	3,756
	2.5%	19.0%	78.1%	1.6%	32.4%	18.8%	0.004%	78.7%	1.7%

人口と世帯

鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町が合併して生まれる新たな鹿児島市（以下「新市」という。）の将来人口を推計した結果、平成 26 年の総人口は 621,000 人（男：291,000 人、女：330,000 人）となることを見込まれます。

このうち、年齢階層別人口については、0～14 歳人口と 15～64 歳人口の構成比が低下するなかで、65 歳以上人口の構成比の増加が見込まれています。

また、平成 26 年の世帯数は 272,000 世帯、1 世帯当たりの平均人員は 2.28 人へと減少することを見込まれます。

人口と世帯

	2000年（H12）		2014年（H26）	
総人口	601,693人		621,000人	
男	281,611人	46.8%	291,000人	46.9%
女	320,082人	53.2%	330,000人	53.1%
0～14歳人口	94,234人	15.7%	89,000人	14.3%
15～64歳人口	407,852人	67.8%	390,000人	62.8%
65歳以上人口	99,597人	16.5%	142,000人	22.9%
世帯数	246,955世帯		272,000世帯	
1世帯当たり平均人員	2.44人		2.28人	

（注）2000年（H12）の人口は、国勢調査にもとづく1市5町の合計

1 都市像

21世紀を迎えた今、少子高齢化の進行、環境問題の顕在化、高度情報技術の急速な発達、産業システムの変革、分権型社会の進展など、社会経済情勢は大きく変わろうとしています。とりわけ、本格的な地方分権の時代の到来にあわせて、地方自治体においては、自己決定・自己責任の原則に基づく地域の実情に即した主体的なまちづくりの一層の推進、またそれを円滑に進めるための行財政基盤の強化が重要な課題となっています。

こうしたなか、鹿児島県における県央に位置する新市は、鹿児島県の県都として、また、日本の南の拠点都市として、引き続き文化や経済の中心的役割を担うことが求められています。

このため、新市においては、行政・経済・教育・文化などの高次都市機能の集積や桜島・錦江湾をはじめとする水と緑の豊かな自然、さらには、本県中央に位置する地理的特性及び交通結節機能をまちづくりに生かし、都市基盤や生活環境の整備、保健・福祉の充実、教育・文化の振興、循環型社会の構築、産業の振興等の施策を積極的に推進する必要があります。

そして、21世紀における持続的発展を目指し、合併による効果と都市の有するストックの活用を図り、南九州の中核都市としての総合力を高め、市民一人ひとりが生き生きと輝き、人・もの・情報の多彩な交流でにぎわう元気な都市を創造します。さらに、そこで育まれる都市の個性と魅力を国内外に愛着と誇りを持って積極的に発信します。

これらを踏まえ、市民もまちも元気な都市の実現を目指し、第四次鹿児島市総合計画で定めた「**人とまち 個性が輝く 元気都市・かごしま**」という都市像のもと、新市の速やかな一体化を図り、新市の新たな魅力と特性を最大限に活用し、住民の福祉の向上とまちの総合的発展を図ります。

このまちの主役は市民です。まちづくりの推進にあたっては、市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、責任を果たしながら互いに手を携え、協働して取り組むこととします。

この都市像を着実に具体化していくために、次の基本目標を掲げ、個性豊かで活力に満ちた新市のまちづくりを推進します。

- ・安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕
- ・豊かな心と個性を育むまち〔個性創造都市〕
- ・人と自然にやさしい快適なまち〔快適環境都市〕
- ・機能的で多彩な交流が広がるまち〔交流拠点都市〕
- ・にぎわいと活力あふれるまち〔産業活力都市〕

2 まちづくりの方向

安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕

災害が発生しやすい自然条件に加え、ひとり暮らし高齢者をはじめとする災害弱者が増加するなかで、総合的な防災行政を推進し、市民が日々安心できる基盤を築きます。

また、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けるため、さらに各面からの福祉の充実に努めるとともに、市民が地域で互いに支えあう仕組みを整えます。

さらに、急速な高齢化が進むなか、長くなった高齢期を健やかに、生きがいをもって生活できる環境づくりを進めるとともに、市民が世代を超えてふれあい、ともに生きる地域づくりに努めます。

一方、進行する少子化に対応するため、出産、子育てについて社会全体で支援していくという意識を高めるとともに、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めます。

また、市民がそれぞれのライフステージにおいて、生き生きと心豊かに生活するためには、心身ともに健康であることが重要であり、個人の健康状態に応じた健康・体力づくりを支援します。

豊かな心と個性を育むまち〔個性創造都市〕

次代を担う子どもたち一人ひとりが、豊かな人間性、自ら学び自ら考える力など生きる力を身につけることができるよう、家庭、学校、地域における教育の機能を高めるとともに、互いの連携を深め、市民全体で、心豊かでたくましい子どもたちを育みます。

また、市民が自主的な学習活動を通して、自らの能力や技術を高め、社会のなかで生かしていけるよう、学ぶ喜びに満ち、個性と創造性豊かな市民を育むための環境づくりを進めます。

あわせて、市民一人ひとりが文化の担い手として、先人たちが守り育んできたふるさとの文化の継承発展に努めることにより、地域に根ざした市民文化を創造します。

また、お互いの人権を尊重するとともに、男女共同参画社会の形成や互いに支えあうコミュニティの形成を図り、心ふれあい支えあう市民社会の実現をめざします。

人と自然にやさしい快適なまち〔快適環境都市〕

地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題に対応するため、行政、事業者、市民それぞれの責任を分担しながら協働して、環境負荷の少ない循環型社会の構築をめざします。

同時に、豊かな緑や清らかな水辺、美しい景観や歴史が息づく街並みなど、自然と人間が共生する潤いのある空間を創出します。

また、精神的な豊かさを享受し、ゆとりある住みよい暮らしを実現していくために、安全で安心して暮らせる条件を整備していくとともに、少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化等を踏まえながら、住宅、道路等の生活基盤施設の質の向上に努めます。

機能的で多彩な交流が広がるまち〔交流拠点都市〕

新市が南九州の浮揚発展を牽引する役割を果たしていくため、高次都市機能のさらなる集積と的確な配置を行い、拠点性の高い都市空間を形成します。また、高齢者や障害者などに配慮した都市空間のバリアフリー化を進めます。

さらに、南の交流拠点都市として拠点性の高い都市空間を形成するため、国内外からの交流人口を増大させる総合交通ネットワークの構築に努めます。

また、高度情報化やグローバル化が進展するなかで、IT（情報通信技術）を積極的に活用して、市民生活の向上と地域経済の活性化を図ります。また、地域の技術基盤の強化と地域産業の自立発展のため、産学官の連携により研究開発機能を充実していきます。

にぎわいと活力あふれるまち〔産業活力都市〕

中心市街地については、「中心市街地活性化基本計画」、「谷山地区中心市街地活性化基本計画」にもとづき、民間と行政が一体となって商業等の活性化と市街地の整備改善に取り組み、そのにぎわいを高めます。

一方、桜島に象徴される自然景観、個性的な歴史や風土、市内いたるところで湧き出る温泉など他に類を見ない観光資源や九州新幹線鹿児島ルートの開通の効果を最大限に生かすために、新しい観光・コンベンションの創出に努めます。

また、企業の高度化・活性化を進めるとともに、創業をめざす人材やベンチャー企業等の育成・支援、新規成長分野の企業の誘致、さらには産学官の連携等により、地域産業の創造性を高めます。

農林水産業については、都市近郊に立地する優位性を生かし、新鮮で良質な農畜産物の安定的な供給を図ります。また、水源かん養、自然環境の保全など多面的機能を有する森林の適正管理に努めるとともに、漁場環境の保全や水産資源の培養など水産業の振興を図ります。

3 土地利用・地域別振興の方針

(1) 土地利用の方針

新市の行政区域面積は、546.72[?]で、うち都市計画区域面積は約7割の384.38[?]となります。

今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用の調和を図りながら、長期的展望にもとづき機能的で合理的な土地利用に努めるものとします。

(2) 地域別振興の方針

《地域・地区の区分》

新市は、多様な特性を備えた地域によって構成されるため、第四次鹿児島市総合計画における地域別計画をもとに、新市の地形等の自然条件、交通、都市機能の集積、土地利用状況、日常生活上の交流の範囲等の諸条件を踏まえ、地域・地区を区分します。

中央地域（中央地区、上町地区、鴨池地区、城西地区、武・田上地区）

谷山地域（谷山北部地区、谷山地区）

伊敷地域

吉野地域

桜島地域（桜島地区、東桜島地区）

吉田地域

喜入地域

松元地域

郡山地域

9地域9地区

中央地域（中央地区、上町地区、鴨池地区、城西地区、武・田上地区）

(1) 中央地区

広域型商業機能の充実を図るとともに、快適で楽しみ憩える交流空間の形成に努め、地区内の回遊性の向上を図ります。また、西鹿児島駅地区においては、駅前広場や駅ビル等を核として、陸の玄関にふさわしいまちづくりを進めます。

(2) 上町地区

鹿児島駅周辺地区における都市基盤の整備や高次都市機能の導入、交通結節機能の強化などを進めるとともに、魅力あるウォーターフロントの形成を図ります。また、快適な生活環境の形成を図るほか、恵まれた自然環境や景観、歴史的な街並みなど、地域資源の一体的な活用により地区の活性化を図ります。

(3) 鴨池地区

臨海部においては、土地利用の再編等により、業務、交流等の都市機能を一層充実し、活性化を図ります。また、地区内の交通混雑を緩和するため、広域的な道路や丘陵部住宅団地と平坦部を結ぶ幹線道路等の整備を進めるほか、生活環境の改善などを

図ります。

(4) 城西地区

土地区画整理事業の推進や道路の改良にあわせた生活環境の改善を図るとともに、幹線道路や生活道路等の整備を進め、安全で快適なまちづくりを推進します。また、鹿児島島アリーナ等の施設を活用した健康・体力づくりや交流を促進します。

(5) 武・田上地区

幹線道路網の整備や交差点改良などを進め、交通の円滑化を図るほか、河川改修や道路整備等にあわせた住環境の改善に努め、良好な生活環境の形成を図ります。また、地区の自然環境や住環境との調和に配慮しながら広域交通網の整備などを図ります。

谷山地域（谷山北部地区、谷山地区）

(1) 谷山北部地区

谷山電停周辺の地域生活拠点としての機能の充実を図るとともに、地区の東西方向のネットワークの形成に努めます。また、住宅団地等の良好な住環境の保全を図るほか、農村集落において都市型農業の振興、良好な田園環境の保全、集落機能の活力の増進などを図ります。

(2) 谷山地区

副都心の核となるJR谷山駅周辺地区において商業・業務等の都市機能の充実を図るとともに、地区内の交通体系を整備し、副都心としての機能を高めます。また、生活環境の改善を図るほか、臨海工業地帯の産業振興、都市型農業の振興、自然環境の保全と活用、レクリエーション機能の向上などを図ります。

伊敷地域

住宅団地の良好な住環境の形成を図るほか、地域中心としての生活拠点機能の整備充実を図ります。また、豊かな自然環境や農業生産環境を保全するとともに、都市型農業の振興や定住促進による農村集落の活力の増進などを図ります。

吉野地域

土地区画整理事業の推進や幹線道路等の整備を進めるとともに、地区が日常の生活圏として機能を発揮できる完結型のまちづくりをめざします。また、レクリエーション機能の活用を図るほか、主要産業である都市型農業の振興などを図ります。

桜島地域（桜島地区、東桜島地区）

(1) 桜島地区

桜島火山爆発に対応できるよう、国、県との連携を図りながら、総合的な防災対策を推進するほか、都心部とのアクセスの整備に努め、都市近郊農業・漁業の振興、集落機能の活力の維持、増進を図るなど、市民の安全と生活の向上を図るとともに、都市農村交流を推進します。また、フェリー事業や恵まれた観光資源の活用等により、観光・レクリエーション機能の充実などを図り、各種イベントの展開を促進します。

(2) 東桜島地区

桜島火山爆発に対応できるよう、国、県との連携を図りながら、総合的な防災対策

まちづくりの基本方針

3 土地利用・地域別振興の方針

を推進するほか、農業・漁業の振興、集落機能の活力の維持、増進を図るなど、市民の安全と生活の向上を図ります。また、交通便利性の向上や恵まれた観光資源の活用等により、観光・レクリエーション機能の充実などを図ります。

吉田地域

快適な環境が整った宅地の確保や県道鹿児島吉田線、九州縦貫自動車道インターチェンジへのアクセス道路等の幹線道路の整備促進などを進めるなかで、企業誘致や自然環境と調和したやすらぎのある生活環境の形成を図ります。また、県の各種教育・研修施設や豊かな自然、温泉などの地域資源の有効活用を図るとともに、スポーツ・レクリエーション機能の充実に努めます。あわせて、農地や森林の保全・活用及び水源のかん養に努めるとともに、地域特性を生かした農林業の振興により都市農村交流を推進します。

喜入地域

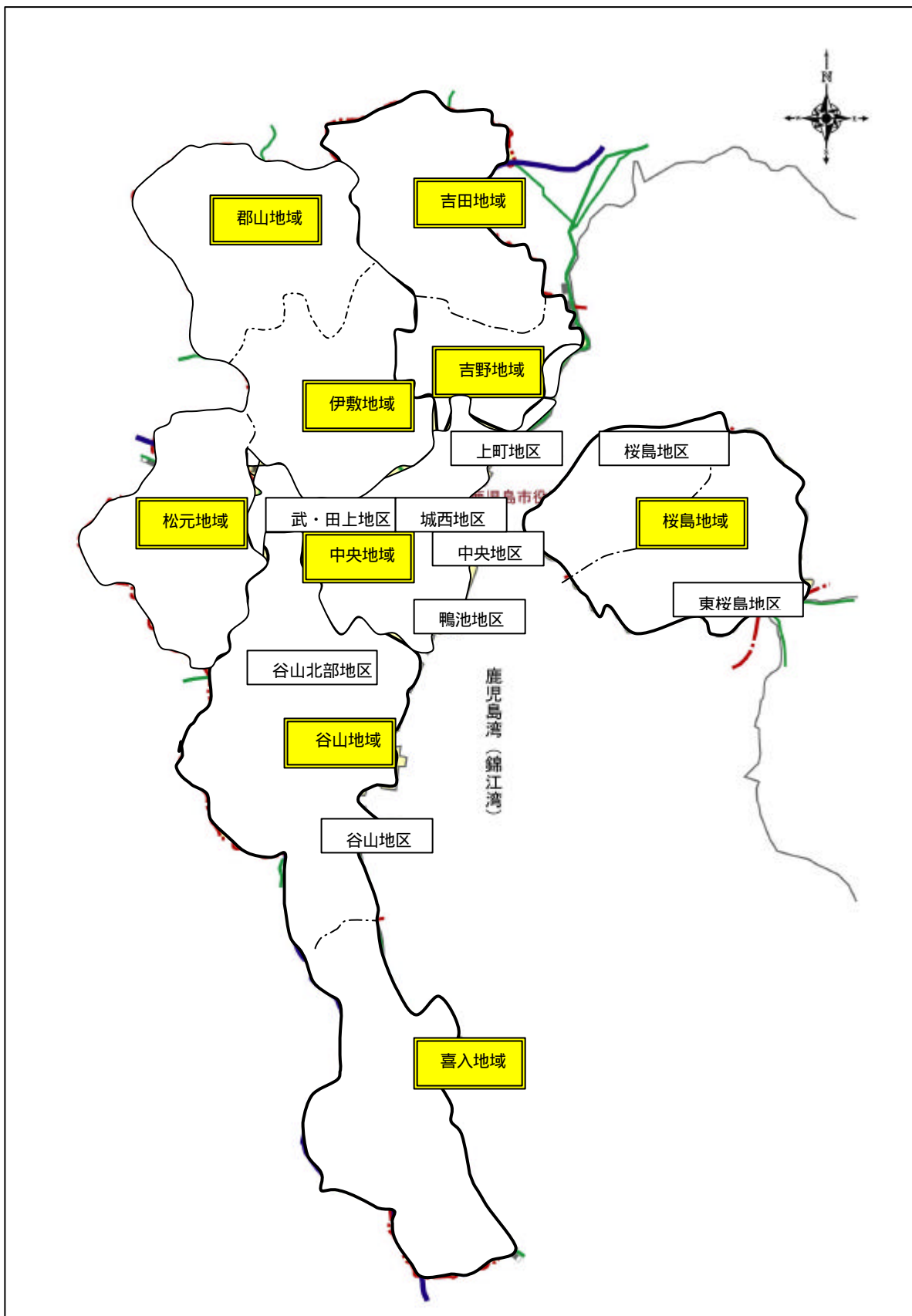
国道226号等の幹線道路網の整備やJR指宿枕崎線の輸送力の強化を促進し、交通の円滑化を図るほか、自然環境に配慮した住宅団地等の整備を進めるなど、良好な生活環境の形成を図り、利便性の高い快適なまちづくりを進めます。また、海を生かした観光・レジャー資源を活用した観光・レクリエーション機能の向上や都市近郊型農業の振興などを図ります。

松元地域

JR薩摩松元駅前地区を地域の中心として、商業・業務等の都市機能の充実を図るとともに、県道小山田谷山線等の幹線道路の整備を促進します。また、自然環境と調和のとれた住宅地の整備促進などによる生活環境の改善を図るとともに、松元ダムの水を利用した農業の振興、農村地域の環境整備及び森林資源の保全・活用に努め、スポーツ・レクリエーション機能の向上なども図りながら、都市部住民との交流促進に努めます。

郡山地域

中央地区の土地区画整理事業を推進し、地域中心としての機能の充実を図るとともに、国道328号等の幹線道路及び市街地とのアクセス道路の整備などに努めます。また、森林・河川・田園・温泉・文化財等の地域資源を生かし、スポーツ・レクリエーション機能の充実、都市近郊型農業の振興、森林及び田園環境の保全、水資源のかん養など、うるおいのある環境づくりに努めます。



施策の体系

新市の迅速な一体化を推進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、「まちづくりの基本方針」に基づき、「人とまち 個性が輝く 元気都市・かごしま」の実現に向けて、鹿児島県の県都として、また、日本の南の拠点都市として、新市の総合的かつ計画的な整備を推進するものとします。このため、次のような施策の展開を図るものとします。

1 安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕

- (1) 防災・・・・・・・・・・・・・・ 防災 治水対策 桜島爆発対策・降灰対策
- (2) 消防・・・・・・・・・・・・・・ 消防
- (3) 交通安全, 防犯・・・・・・・・・・ 交通安全 防犯
- (4) 消費生活・・・・・・・・・・・・・・ 消費生活
- (5) 地域福祉・・・・・・・・・・・・・・ 地域福祉
- (6) 障害者福祉・・・・・・・・・・・・・・ 障害者福祉
- (7) 高齢者福祉, 介護保険・・・・・・ 高齢者福祉 介護保険
- (8) 児童福祉・・・・・・・・・・・・・・ 児童福祉
- (9) 少子化対策・・・・・・・・・・・・・・ 少子化対策
- (10) 国民年金, 国民健康保険,
生活保護・・・・・・・・・・・・・・ 国民年金 国民健康保険 生活保護
- (11) 健康づくり, 保健予防・・・・・・ 健康づくり 保健予防
- (12) 救急・休日夜間医療,
市立病院・・・・・・・・・・・・・・ 救急・休日夜間医療 市立病院
- (13) スポーツ・
レクリエーション・・・・・・・・・・ スポーツ・レクリエーション

2 豊かな心と個性を育むまち〔個性創造都市〕

- (1) 幼児教育・・・・・・・・・・・・・・ 幼児教育
- (2) 学校教育・・・・・・・・・・・・・・ 義務教育 高等学校教育 学校保健体育
特殊教育
- (3) 家庭教育, 青少年教育・・・・・・ 家庭教育 青少年教育
- (4) 生涯学習・・・・・・・・・・・・・・ 生涯学習 成人教育 高等教育・専門教育
- (5) 文化振興・・・・・・・・・・・・・・ 文化振興 文化財の保護と活用
- (6) 人権・・・・・・・・・・・・・・ 人権の尊重
- (7) 男女共同参画社会・・・・・・・・・・ 男女共同参画社会の形成
- (8) コミュニティ・・・・・・・・・・・・ コミュニティ

3 人と自然にやさしい快適なまち〔快適環境都市〕

- (1) 環境保全, 一般廃棄物, 産業
廃棄物 環境保全 一般廃棄物 産業廃棄物
- (2) 自然環境, 公園緑地,
都市緑化 自然環境 公園緑地 都市緑化
- (3) 都市景観 都市景観
- (4) 住宅, 住環境 住宅 住環境
- (5) 生活道路 生活道路
- (6) 水道 水道
- (7) 汚水対策 下水道 浄化槽・し尿
- (8) 環境衛生 環境衛生
- (9) 墓地・斎場 墓地・斎場

4 機能的で多彩な交流が広がるまち〔交流拠点都市〕

- (1) 土地利用 土地利用
- (2) 市街地整備 市街地整備
- (3) 農村地域整備 農村地域整備
- (4) ウォーターフロント ウォーターフロント
- (5) 交通体系 広域交通体系 市内交通体系 市営交通事業
- (6) 地域情報化 地域情報化の推進
- (7) 産学官の連携 産学官の連携
- (8) 国際・国内交流 国際・国内交流

5 にぎわいと活力あふれるまち〔産業活力都市〕

- (1) 中心市街地 中心市街地
- (2) 観光・コンベンション 観光・コンベンション
- (3) 地域産業 商業・サービス業 工業・地場産業
貿易・流通 雇用環境
- (4) 農林水産業 農業 森林・林業 水産業

6 計画の推進にあたって

- (1) 市政情報, 市民参画,
地方分権 市政情報の公開・提供 市民参画
地方分権の確立
- (2) 行財政運営 効率的・効果的な行政システムの確立
電子市役所の構築 人材の育成 健全財政
民間活力の活用
- (3) 広域行政 広域行政

1 安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕

(1) 防災

【基本的方向】

自然的、社会的状況を踏まえ、災害の発生の恐れのある危険箇所等の的確な把握に努め、災害の未然防止のための各種防災対策事業の促進を図ります。

また、河川改修と公共下水道（雨水渠）などの整備、雨水の流出を抑制する貯留施設などの整備を図り、総合的な治水対策を推進します。

桜島爆発及び降灰対策については、情報の収集伝達体制の充実強化に努め、住民の避難体制を充実するとともに、降灰除去事業等の各種降灰対策事業を効果的に推進します。

(2) 消防

【基本的方向】

より迅速で、的確な消防救急活動等が展開できるよう消防・救急拠点の整備や高度救急体制の充実、消防車両等の機械装備の近代化を進めます。また、住宅防火対策、各種事業所や危険物施設の防火、保安対策など総合的な火災予防対策の充実に努めます。

(3) 交通安全，防犯

【基本的方向】

交通安全施設の整備改善を図り、効果的な交通規制等を促進します。また、関係機関との連携により、市民総ぐるみの交通安全対策を推進します。

防犯については、広報活動の充実や各地区の防犯団体等の育成強化に努めるとともに、防犯灯等の整備充実に努めます。

(4) 消費生活

【基本的方向】

消費生活に関する必要な知識を身につけられる機会の確保、消費生活情報の収集・提供などに努めるとともに、安全な商品またはサービスの供給、消費者と事業者との取引の適正化、計量の適正化など適正な事業活動の確保に努めます。また、相談に対する的確な助言、消費者苦情の早期解決、新たな手法の消費者被害の発生への速やかな対応などに努めます。

(5) 地域福祉

【基本的方向】

福祉制度についての情報提供や福祉に関する学習機会の充実を図るとともに、民生委員・児童委員の活動体制の充実、地域ボランティアの育成・支援を行い、社会福祉施設や住民との協働による地域福祉推進体制の充実に努めます。

また、高齢者や障害者等が安心して日常生活を営めるよう、在宅福祉の充実に努めるとともに、福祉サービスを適切に選択・利用できるよう支援体制の充実に努め

まちづくり計画

1 安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕

ます。

(6) 障害者福祉

【基本的方向】

ノーマライゼーションの理念について、市民への啓発を図るとともに、住みよい生活環境づくりや自立のための条件整備を進め社会活動への参加を促進します。

また、多岐にわたるニーズに応え、必要な保健福祉サービスを的確に提供するために、保健・医療・療育体制の強化を図るとともに、社会適応訓練等のための施設の整備を促進します。

(7) 高齢者福祉，介護保険

【基本的方向】

長くなった高齢期をできる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生きがいを持って生活できる環境づくりに努めます。また、介護が必要な人については、公平な負担のもと、質の高い介護サービスを受けることができるよう、その基盤づくりを推進するとともに、介護予防対策や在宅サービスの適切な提供を図ります。

また、バリアフリー化を推進し、高齢者が安心して快適な生活を送れるまちづくりに努めるとともに、市民が世代を超えてふれあい、支えあい、共に生きる地域づくりを進めます。

(8) 児童福祉

【基本的方向】

児童虐待や児童が被害者となる犯罪の予防や早期発見に努めます。また、母子・父子家庭及び寡婦に対する経済的支援や自立への支援を図ります。

(9) 少子化対策

【基本的方向】

仕事と子育ての両立が図られるよう、市民や企業等の理解を深め、雇用環境の整備を促進します。

また、安心して子どもを産み育てることができるよう、出産や育児についての支援の充実を図るとともに、多様な保育ニーズへの対応を進めます。

(10) 国民年金，国民健康保険，生活保護

【基本的方向】

国民年金及び国民健康保険の制度についての啓発活動に努めるとともに、制度の改善充実について、国に対して要請します。

一方、生活保護については、被保護者等の経済的な基盤の確保と回復に努め、相談・生活指導等を行い、自立更生・助長を進めます。

まちづくり計画

1 安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕

(11) 健康づくり，保健予防

【基本的方向】

「かごしま市民健康55プラン」を基本に、様々な関係者の連携を強化し、市民の選択による主体的・効果的な健康づくりを推進するとともに、疾病を持つ人々への支援に努めます。

また、地域の健康づくり活動や健康情報発信の拠点となる保健所・保健センターの機能充実を図るとともに、検査体制及び施設・設備等の整備を行います。

(12) 救急・休日夜間医療，市立病院

【基本的方向】

救急・休日夜間医療については、夜間の初期救急医療体制の整備・拡充を図り、二次・三次救急医療との連携のもとに、救急医療体制の充実に努めます。

市立病院は、県下の中核的総合病院としての機能を一層充実します。

(13) スポーツ・レクリエーション

【基本的方向】

体育施設の整備・充実及び関係施設の効果的な活用を進め、市民の多様なスポーツ活動を支援するなど、スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。また、地域スポーツクラブの育成を進め、市民の連帯感の高揚や地域の活性化をめざします。

2 豊かな心と個性を育むまち〔個性創造都市〕

(1) 幼児教育

【基本的方向】

私立幼稚園等の関係機関との連携のもと、心の教育など保育内容の改善・充実や子育て支援の一層の充実に努め、幼児教育の振興を図ります。

(2) 学校教育

【基本的方向】

各学校が自主性・自律性を発揮し、家庭や地域社会における教育との関連や幼小、小中、中高の各学校段階の関連を考慮し、望ましい人間形成を図るうえで必要な基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、生きる力を育みます。あわせて、健康・安全に関する基礎的な知識や実践力を身につけた児童生徒を育成します。特殊教育については、幼児児童生徒一人ひとりの障害の種類や程度に応じた教育を一層充実します。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備充実に努めます。

(3) 家庭教育，青少年教育

【基本的方向】

親子関係の現状や子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する親の学習機会の充実を図りながら、家庭・学校・地域社会が一体となった地域ぐるみの学習・実践活動を展開します。

また、社会体験や自然体験を組み入れた異年齢集団活動や地域活動への参加を促すなど、鹿児島県の風土を生かした青少年教育を推進するとともに、社会全体で子どもを育てる気風づくりに努めます。

(4) 生涯学習

【基本的方向】

家庭教育、学校教育、社会教育の一層の充実と相互の連携を図り、市民の学びの場を市内全域に広げるとともに、その体系化を進めます。

成人教育については、社会教育施設間の情報交換や事業等の連携に努めるとともに、学習グループ・指導者の育成を図ります。

また、高等教育機関等の充実を促進するとともに、地域への幅広い開放を要請します。

(5) 文化振興

【基本的方向】

優れた芸術文化に幅広くふれる機会の拡充と市民の自主的・創造的な芸術文化活動の促進に努めるとともに、文化団体や文化を育む人材の育成を図ります。また、文化施設の充実と活用を図るとともに、情報通信技術を活用した文化に関する情報発信や各施設の収蔵品等の情報の保存・蓄積に努めます。

2 豊かな心と個性を育むまち〔個性創造都市〕

あわせて、地域で生まれ、保存・伝承されてきた文化財をさらに未来へ継承するために、保存と活用を積極的に推進します。

(6) 人権

【基本的方向】

人権教育及び人権相談の充実を図り、人権に対する正しい認識と理解を深めるとともに、同和対策についても、地域福祉の充実、地域住民の経済的自立・生活安定のため就業の促進に努めます。

(7) 男女共同参画社会

【基本的方向】

性別による役割分担意識を是正し、男女が個人として尊重され、その能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりを進めます。

(8) コミュニティ

【基本的方向】

コミュニティづくりについては、コミュニティに対する意識の高揚を図るとともに、コミュニティ活動への支援や地域活動の核となる人材の育成などに努めることにより、その活動を促進します。

3 人と自然にやさしい快適なまち〔快適環境都市〕

(1) 環境保全，一般廃棄物，産業廃棄物

【基本的方向】

地球的規模の環境問題までを視野に入れて、これまでの発生源対策を継続しながら、足下からできる地球環境保全対策を着実に推進するとともに、環境教育・学習を推進します。あわせて、環境に配慮した率先行動を実行し、環境への負荷の少ない循環型の都市づくりを事業者、市民と協力連携して進めます。

また、ごみの発生抑制（リデュース）、リユース、リサイクルを推進します。事業者に対しては、排出者責任を明確にし、自己処理原則の周知徹底を図るとともに、ごみの排出抑制・資源化への取り組みを指導します。

あわせて、産業廃棄物の監視・指導の強化や関係機関との協力連携に努めるとともに、マニフェストの普及などによる適正処理を促進します。

(2) 自然環境，公園緑地，都市緑化

【基本的方向】

自然の持つ多様な機能を生かしながら、自然環境の保全に努めるとともに、自然との共生やふれあいの確保、自然保護意識の高揚を図ります。

一方、公園緑地については、全市的に調和のとれた配置と拡充に努めるとともに、多様化する公園緑地へのニーズに対応するため、既設公園のリニューアル等を行います。

また、街路、公園、公共公益施設等の公共の緑化の推進や住宅地、事業所等の民間の緑化の促進を図るとともに、自然の持つ多様な機能を生かしながら、自然緑地をはじめとする緑の確保に努めます。

(3) 都市景観

【基本的方向】

創造性豊かで周辺環境にも配慮した景観整備を行い、地域特性を生かした都市景観の形成に努めていくとともに、歴史的・文化的雰囲気にあふれた都市景観の保全、再生、活用を進めます。

(4) 住宅，住環境

【基本的方向】

住宅の基本性能の向上を図るため、建て替えや改修等を促進し、安全で良質な住宅ストックの形成に努めます。

また、地域の自然、文化及び歴史などの特性を生かし、コミュニティ活動等に対応した、安全で快適な環境づくりに努めます。

(5) 生活道路

【基本的方向】

市民が日常的に利用する道路としての機能が十分果たせるよう、幹線道路との有

まちづくり計画

3 人と自然にやさしい快適なまち〔快適環境都市〕

機能的な機能分担のもとに、安全性、快適性、機能性を高めた道路整備を推進するとともに、道路の適正な維持管理の充実に努めます。

また、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したすべての人々にやさしい道路整備に努めます。

(6) 水道

【基本的方向】

安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道としての機能をさらに充実するとともに、多様化する市民の要望を的確にとらえ、維持管理の時代に即応したきめ細かい水道行政を推進します。

また、工業用水道については、新たな水源の確保等に努めます。

(7) 汚水対策

【基本的方向】

市街化区域内において公共下水道の処理区域の拡大に努め、水洗化を促進し、幹線管渠の整備や処理施設の増強を図るとともに、老朽化した施設の改築・更新を行います。また、今後とも下水汚泥の堆肥化を図るなど安定的な処理を推進します。

一方、公共下水道認可区域以外においては、合併処理浄化槽での整備を基本としてその設置を促進するとともに、浄化槽の適正な使用と適切な維持管理について、普及啓発を図ります。あわせて、地域の特性に応じた下水処理の方策について、調査・検討を行います。

くみ取りし尿については、効率的な収集運搬を行うとともに、衛生的な処理を行います。

(8) 環境衛生

【基本的方向】

きれいなまち、より快適なまちを市民自らの手でつくろうという市民意識の高揚に努めるとともに、行政と地域住民、衛生自治団体などとの連携を深めながら、住みよい生活環境づくりを推進します。

(9) 墓地・斎場

【基本的方向】

市営墓地の施設の改善や環境整備に努めるとともに、共同墓地の環境整備の促進に努めます。

また、斎場の施設の充実に努めます。

4 機能的で多彩な交流が広がるまち〔交流拠点都市〕

(1) 土地利用

【基本的方向】

土地利用にあたっては、国の土地利用計画及び県の土地利用計画との整合を図るなかで、住民との合意形成のもと、豊かな自然や特徴ある歴史的・文化的資源、基盤整備の状況等を勘案し、災害にも十分配慮したうえで、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

(2) 市街地整備

【基本的方向】

市街地における地区ごとの都市機能の役割分担を明確化するとともに、相互のネットワークを強化し、相乗効果によって本市の中核拠点性をさらに高め、個性と魅力あるまちづくりを推進します。

(3) 農村地域整備

【基本的方向】

それぞれの地域の特性を生かしながら、農業生産基盤との一体性に配慮しつつ生活環境を整備し、連帯感と活力のある農村地域の整備に努めます。さらに、都市部住民と農村地域との交流の促進に努めます。

(4) ウォーターフロント

【基本的方向】

鹿児島港港湾計画に位置づけられた、各港区の整備計画及び利用計画を促進するなかで、港湾の機能を高める臨港道路の整備を促進するとともに、環境にも配慮しながら人流・物流の拠点の形成など港湾空間の高度化を図るほか、その他の港湾についても整備を促進します。

また、錦江湾・桜島の自然や歴史・文化とふれあうことのできる親水緑地や施設などの整備を促進するとともに、心豊かな日常生活空間や都市の豊かさを実感できる有機的な都市機能の形成を図ります。

(5) 交通体系

【基本的方向】

九州新幹線鹿児島ルート全線のフル規格による早期整備並びに南九州西回り自動車道及び東九州自動車道の早期全線開通を促進するとともに、鹿児島東西幹線道路、鹿児島南北幹線道路や南薩縦貫道といった地域高規格道路等の整備並びに在来線鉄道の整備強化に努めます。また、交通ターミナルの整備等により、一体的な交通体系の形成を促進します。

また、公共交通機関の持つ定時性・迅速性・経済性等の本来の機能を十分発揮できるように総合的な交通体系を整備します。あわせて、交通基盤施設についても、計画的な整備を進めます。

4 機能的で多彩な交流が広がるまち〔交流拠点都市〕

市営交通事業は、市域における主要な公共交通機関として、また、公営交通機関としてその役割と機能の強化に努めます。

(6) 地域情報化

【基本的方向】

教育、文化、福祉、経済等の各分野における情報システムの構築やネットワーク化等をさらに推進し、市民の立場に立った行政情報を提供するほか、情報化を担う市民の情報リテラシーを高めるとともに、光ファイバー等情報通信基盤の整備促進やプライバシーの保護、データ等への不正アクセス等の諸問題に適切に対処しながら、まちづくり、人づくりの情報化を進めます。

(7) 産学官の連携

【基本的方向】

産学官の連携については、まちづくりのあらゆる分野で企業、大学、関係機関等のネットワークづくりを積極的に進め、技術の高度化、複合化や人材を育成することなどにより、産業の活性化やより安心して快適なまちづくりを進めます。また、研究開発型企業の誘致・育成等を積極的に進め、本市における研究開発機能の強化を図ります。

(8) 国際・国内交流

【基本的方向】

南に開かれた地理的条件等を効果的、有効的に活用し、国内外とのさまざまな交流等を通じて、市民の国際意識の高揚を図るとともに、交流機会の拡大を地域社会の発展に結びつけ、魅力あるまちづくりに努めます。

5 にぎわいと活力あふれるまち〔産業活力都市〕

(1) 中心市街地

【基本的方向】

中心市街地活性化基本計画及び谷山地区中心市街地活性化基本計画に基づき、商業等の活性化と市街地の整備改善の両面から中心市街地の活性化を図ります。

(2) 観光・コンベンション

【基本的方向】

南九州における滞在型観光の拠点として、桜島や錦江湾等の自然・景観、豊かな歴史と文化、豊富な温泉、鹿児島ならではの地域特産物、都市アメニティなど本市の特性を生かした魅力ある観光地づくりを進めるとともに、多彩なイベントの創造や充実などを通して観光客の誘致を図ります。さらには、人に優しい受入れ態勢づくりを進めます。

同時に、コンベンションの誘致、支援、開発等を進め、国際会議や見本市等の開催が可能なコンベンション施設の整備充実を促進します。また、受入れ基盤の充実・整備を図ります。

(3) 地域産業

【基本的方向】

商業・サービス業については、経営基盤の強化や人材の育成に努めるとともに、事業の共同化や経営革新、情報化の促進に取り組みます。また、魅力的な商店街の形成に努めます。さらに、情報関連産業の育成支援及び誘致に取り組みます。

工業・地場産業については、経営基盤の強化や人材の育成に努めるとともに、新分野への事業展開を促進します。また、創業・ベンチャー企業の育成支援に努めるとともに、企業立地環境の整備を促進します。さらに、地場産業の販路及び市場の開拓を促進します。

貿易・流通については、物流施設等の整備や流通情報システムの高度化を促進するなど、物流機能の強化を図ります。

雇用環境については、地域産業の振興、企業の誘致の促進を通じて、就業機会の拡大に努めるとともに、労働条件の向上、職業能力の開発、職業訓練施設の充実など、雇用対策に取り組みます。また、高年齢者、障害者、女性など就職が困難な方々の雇用の促進を図るため、各面からの支援を行います。また、勤労者福祉に関する情報の収集・提供に努めるとともに、勤労者福祉諸制度や施設の積極的な活用を促します。

(4) 農林水産業

【基本的方向】

県や農協など関係機関・団体との連携のもと、担い手農家を中心として、耕種部門では、野菜、花き園芸を主体に、また、畜産部門では、肉用牛を主体に産地づくりを進め、市民に新鮮で良質かつ安全な農畜産物を安定的に供給することに努めます。

5 にぎわいと活力あふれるまち〔産業活力都市〕

す。また、農業経営の安定を図りながら、集約的農業の振興や環境保全型農業を推進し、都市型農業の確立をめざします。そのほか、小みかんや茶など地域特産物の生産振興や産地直売による地産地消などの推進に努めます。

林業の生産基盤の整備や担い手の育成を図り、森林の適正管理に努めるほか、自然とのふれあいを深める場づくりなど、市民の森林に対する意識の高揚を図ります。また、たけのこ等の特用林産物の生産を促進します。

漁港の整備や漁場の造成を行うなど、生産基盤の整備を図るとともに、栽培漁業を推進し、錦江湾における水産資源の培養を進め、新鮮で高品質な水産物の供給に努めます。また、遊漁の促進に努め、都市立地を生かした水産業の振興を図ります。

6 計画の推進にあたって

(1) 市政情報，市民参画，地方分権

【基本的方向】

インターネットなどの新しい情報通信媒体の活用を図りながら、市民に対する説明責任が果たされるよう市民ニーズの変化に対応した情報公開、広報機能及び情報提供に努め、行政と市民との情報の共有化を図ります。

また、市政のさまざまな情報を市民に提供・説明し、広聴機能の充実を図るとともに、市民と行政との情報の共有化や双方向のコミュニケーションを図ることにより、さらに開かれた市政の実現をめざします。同時に、計画策定や事業実施における市民参画を積極的に進め、市民一人ひとりの持っている知恵や意欲を反映できる市民参画社会の実現を図ります。

一方、本格的な地方分権の時代の到来にあわせて、必要な行政権限の移譲と、それに伴う税財源の充実・確保について、国・県へ要請するとともに、本市の実情に即した主体的なまちづくりを進めます。

(2) 行財政運営

【基本的方向】

ますます複雑多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、簡素で効率的かつ弾力性に富んだ行政執行体制の確立を図るとともに、職員の政策形成能力の向上を図るなど、人的資源の質的向上を図ります。

一方、ITの進展に対応し、費用対効果を十分検討しながら、その積極的な活用とこれまでの制度・慣行の見直しを行い、電子市役所の構築を進めます。

また、市税等自主財源の確保をはじめとした財源の積極的確保を図るとともに、限られた財源の重点的・効率的配分を行うほか、施策の推進にあたっては、経費支出の効率化を図ります。さらに、財源の年度間調整に配慮するとともに、財政状況の的確な分析を行い、長期的視点に立った弾力的かつ健全な運営を行います。あわせて、民間事業者等の能力活用を図ります。

(3) 広域行政

【基本的方向】

日常生活圏や経済活動領域の拡大に対応した広域生活圏の地域振興に、関係市町村と連携しながら取り組みます。さらに、周辺市町村の自主性を尊重しつつ、役割と機能を分担しあいながら、豊かで活力ある広域的な地域社会の形成に努めます。

公共施設の統合整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を来たすことのないよう配慮し、地域の特殊性やバランス、財政事情、既存施設の有効活用等を考慮しながら、統合整備を検討していくこととします。

国のマニュアルに記載された構成例	鹿児島地区合併協議会における市町村建設計画の構成案	建設計画素案の構成要素 (5月16日提案)	建設計画案の構成要素 (10月提案予定)
<p>序論</p> <p>1 合併の必要性</p> <p>(1) 生活圏の拡大と一体化に伴う効率的・計画的な行政の実現</p> <p>(2) 地方分権の進展と行財政基盤の強化</p> <p>(3) 地域の地方中心都市の形成</p> <p>2 計画策定の方針</p> <p>(1) 計画の趣旨</p> <p>(2) 計画の構成</p> <p>(3) 計画の期間</p>	<p>はじめに</p> <p>1 合併の必要性</p> <p>(1) 歴史的経緯</p> <p>(2) 生活圏の一体化と住民ニーズの高度化への対応</p> <p>(3) 少子高齢化と地方分権の進展への対応</p> <p>(4) これまでの取り組み</p> <p>(5) 合併の効果</p> <p>2 計画策定の方針</p> <p>(1) 計画の趣旨</p> <p>(2) 計画の構成</p> <p>(3) 計画の期間</p>		
<p>2市(町村)の概況</p> <p>1 位置と地勢</p> <p>2 人口と世帯</p>	<p>市町の概況</p> <p>1 位置、面積と地勢</p> <p>2 人口と世帯</p>		
<p>建設の基本方針</p> <p>1 建設の目標</p> <p>2 まちづくりの方向</p> <p>3 土地利用構想</p> <p>(1) 各ゾーンごとの土地利用方針</p>	<p>人口フレーム</p> <p>まちづくりの基本方針</p> <p>1 都市像</p> <p>2 まちづくりの方向</p> <p>3 土地利用・地域別振興の方針</p> <p>(1) 土地利用の方針</p> <p>(2) 地域別振興の方針</p>		
<p>建設計画</p> <p>1 都市基盤の整備</p> <p>(1) 交通体系の整備</p> <p>(2) 市街地の整備</p> <p>(3) 河川及び周辺の整備</p> <p>2 生活環境の整備</p> <p>(1) 消防・防災体制の整備</p> <p>(2) 交通事故防止対策の推進</p> <p>(3) 防犯体制の充実</p> <p>(4) 住宅等の整備</p> <p>(5) 公園緑地の整備</p> <p>(6) ごみ処理体系の確立及び施設整備</p> <p>(7) し尿処理体制の充実</p> <p>(8) 上水道事業の促進</p> <p>(9) 下水道事業等の促進</p> <p>3 教育・文化の振興</p> <p>(1) 学校教育の充実</p> <p>(2) 生涯学習の推進</p> <p>(3) 地域文化の振興</p> <p>(4) スポーツ文化の振興</p> <p>4 保健・医療と福祉の充実</p> <p>(1) 保健予防、健康づくりの推進</p> <p>(2) 医療体制の充実</p> <p>(3) 地域福祉の向上</p> <p>(4) 児童福祉の向上</p> <p>(5) 高齢者福祉の向上</p> <p>(6) 障害者(児)福祉の向上</p> <p>(7) 母(父)子福祉の向上</p> <p>(8) 低所得者福祉の向上</p> <p>(9) 介護保険への対応</p> <p>(10) 年金事業の推進</p> <p>(11) 国民健康保険事業の推進</p> <p>5 産業の振興</p> <p>(1) 農林水産業の振興</p> <p>(2) 工業の振興</p> <p>(3) 商業の振興</p> <p>(3) 観光・レクリエーションの振興</p> <p>(4) 地域振興拠点の整備</p> <p>6 コミュニティの推進</p> <p>(1) 自治会</p> <p>(2) 住民参画</p> <p>(3) 国際交流</p> <p>(4) 男女共同参画</p> <p>7 行財政の効率化</p> <p>(1) 行政運営の効率化</p> <p>(2) 財政運営の効率化</p>	<p>まちづくり計画</p> <p>1 安心して健やかに暮らせるまち(安心健康都市)</p> <p>(1) 防災</p> <p>(2) 消防</p> <p>(3) 交通安全,防犯</p> <p>(4) 消費生活</p> <p>(5) 地域福祉</p> <p>(6) 障害者福祉</p> <p>(7) 高齢者福祉,介護保険</p> <p>(8) 児童福祉</p> <p>(9) 少子化対策</p> <p>(10) 国民年金,国民健康保険,生活保護</p> <p>(11) 健康づくり,保健予防</p> <p>(12) 救急・休日夜間医療,市立病院</p> <p>(13) スポーツ・レクリエーション</p> <p>2 豊かな心と個性を育むまち(個性創造都市)</p> <p>(1) 幼児教育</p> <p>(2) 学校教育</p> <p>(3) 家庭教育,青少年教育</p> <p>(4) 生涯学習</p> <p>(5) 文化振興</p> <p>(6) 人権</p> <p>(7) 男女共同参画社会</p> <p>(8) コミュニティ</p> <p>3 人と自然にやさしい快適なまち(快適環境都市)</p> <p>(1) 環境保全,一般廃棄物,産業廃棄物</p> <p>(2) 自然環境,公園緑地,都市緑化</p> <p>(3) 都市景観</p> <p>(4) 住宅,住環境</p> <p>(5) 生活道路</p> <p>(6) 水道</p> <p>(7) 汚水対策</p> <p>(8) 環境衛生</p> <p>(9) 墓地・斎場</p> <p>4 機能的で多彩な交流が広がるまち(交流拠点都市)</p> <p>(1) 土地利用</p> <p>(2) 市街地整備</p> <p>(3) 農村地域整備</p> <p>(4) ウォーターフロント</p> <p>(5) 交通体系</p> <p>(6) 地域情報化</p> <p>(7) 産学官の連携</p> <p>(8) 国際・国内交流</p> <p>5 にぎわいと活力あふれるまち(産業活力都市)</p> <p>(1) 中心市街地</p> <p>(2) 観光・コンベンション</p> <p>(3) 地域産業</p> <p>(4) 農林水産業</p> <p>6 計画の推進にあたって</p> <p>(1) 市政情報,市民参画,地方分権</p> <p>(2) 行財政運営</p> <p>(3) 広域行政</p>	<p>第四次総合計画の章立てをもとに再編</p> <p>【基本的方向の素案】</p>	<p>【基本的方向】 【施策の概要】 【具体的施策】 【県事業】</p>
<p>公共施設の統合整備</p>	<p>公共施設の統合整備</p>		
<p>財政計画</p> <p>1 前期財政計画</p> <p>2 後期財政計画</p>	<p>財政計画</p>		

1 安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕

1 安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕

(1) 防災

【基本的方向】

自然的、社会的状況を踏まえ、災害の発生の恐れのある危険箇所等の的確な把握に努め、災害の未然防止のための各種防災対策事業の促進を図ります。

また、河川改修と公共下水道（雨水渠）などの整備、雨水の流出を抑制する貯留施設などの整備を図り、総合的な治水対策を推進します。

桜島爆発及び降灰対策については、情報の収集伝達体制の充実強化に努め、住民の避難体制を充実するとともに、降灰除去事業等の各種降灰対策事業を効果的に推進します。

【施策の概要】

防災 治水対策 桜島爆発対策・降灰対策	}	事務事業の調整及び市実施計画、5町事業調査の検討結果に基づく内容を記載 (10月)
--	---	--

【具体的施策】

防災.....概算事業費 事業 事業 治水対策.....概算事業費 事業 事業 桜島爆発対策・降灰対策・概算事業費 事業 事業	}	同上
---	---	----

【県事業】

防災 事業 治水対策 事業 桜島爆発対策・降灰対策 事業	}	現在、県市町村合併鹿児島地域支援本部(県総務事務所)に現況調査を依頼している。 その内容及び今後、県と協議が整った要望内容を記載(10月)
---	---	--

第21号議案

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 鹿児島市及び吉田町の区域内の町の区域及び名称は、現行どおりとする。
- 2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、当該廃止された字の名称をもって新たな町の名称とすることを基本に調整する。

平成15年5月16日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

[参 考]

地方自治法（抜粋）

（市町村内の町又は字の区域）

第 2 6 0 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第22号議案

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 市紋章については、鹿児島市の市紋章を用いるものとする。
- 2 市旗については、鹿児島市の市旗を用いるものとする。
- 3 市民歌については、鹿児島市の市民歌を用いるものとする。
- 4 市民憲章については、鹿児島市の市民憲章を用いるものとする。
- 5 名誉市民については、鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 6 市木・市花については、鹿児島市の市木・市花を用いるものとする。

平成15年5月16日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第23号議案

財産及び公の施設の取扱いについて

財産及び公の施設の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、合併時にすべて鹿児島市に引き継ぐものとする。

平成15年5月16日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

[参 考]

地方自治法（抜粋）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2、3 略す

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6、7 略す

（財産の管理及び処分）

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2、3 略す

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

(1) 不動産

(2) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

(3) 前2号に掲げる不動産及び動産の従物

(4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

(5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

(6) 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）地方債及び国債その他これらに準ずる権利

(7) 出資による権利

(8) 不動産の信託の受益権

2～4 略す

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2、3 略す

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～6 略す

地方自治法施行令（抜粋）

第5条 普通地方公共団体の廃置分合があつた場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を承継する。その地域により承継の区分を定めることが困難であるときは、都道府県の廃置分合にあつては総務大臣、市町村の廃置分合にあつては都道府県知事は、事務の分界を定め、又は承継すべき普通地方公共団体を指定するものとする。

2～4 略す

第24号議案

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

公共的団体等は、合併後における市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

平成15年5月16日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

〔 参 考 〕

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（国、都道府県等の協力等）

第16条 1～7 略す

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

地方自治法（抜粋）

（公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3、4 略す

公共的団体等総括表

専門 部会	項目	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
1	企画 女性団体連合会	鹿児島市女性団体連合会	吉田町女性団体連合会			松元町各種婦人団体連絡協議会	郡山町女性団体連絡協議会
2	総務 明るい選挙推進協議会	鹿児島市明るい選挙推進協議会	吉田町明るい選挙推進協議会	桜島町明るい選挙推進協議会	喜入町明るい選挙推進協議会	松元町明るい選挙推進協議会	郡山町明るい選挙推進協議会
3	市民 交通安全	鹿児島市交通安全対策会議 鹿児島市交通安全市民運動推進協議会 鹿児島市交通安全母の会	吉田町交通安全町民運動推進協議会	桜島町交通安全対策会議 桜島町交通安全母の会	喜入町交通安全対策会議 喜入町交通安全対策協議推進本部 喜入町交通安全母の会	松元町交通安全対策会議 松元町交通安全推進協議会 松元町交通安全母の会	郡山町交通安全対策会議 郡山町交通安全母の会
4	人権擁護委員協議会	鹿児島市人権擁護委員協議会			知覧人権擁護委員協議会	鹿児島市人権擁護委員協議会	
5	環境 衛生自治団体	鹿児島市衛生自治団体連合会 谷山衛生協会	吉田町衛生協会	桜島町衛生協会	喜入町衛生自治協議会	松元町衛生自治団体連合会	郡山町衛生自治団体連合会
6	社会福祉協議会	鹿児島市社会福祉協議会	吉田町社会福祉協議会	桜島町社会福祉協議会	喜入町社会福祉協議会	松元町社会福祉協議会	郡山町社会福祉協議会
7	保護区保護司会	鹿児島市保護区保護司会			指宿保護区保護司会	日置保護区保護司会	
8	更生保護婦人会	鹿児島市更生保護婦人会				松元町更生保護婦人会	郡山町更生保護婦人会
9	遺族会	鹿児島市遺族会 鹿児島市中央遺族会 鹿児島市谷山地区遺族会	吉田町遺族会	桜島町遺族会	喜入町遺族会	松元町遺族会	郡山町遺族会
10	傷痍軍人会	鹿児島市傷痍軍人会 鹿児島市谷山傷痍軍人会	吉田町傷痍軍人会	桜島町傷痍軍人会	喜入町傷痍軍人会	松元町傷痍軍人会	郡山町傷痍軍人会
11	保育園協会	鹿児島市保育園協会			喜入町保育園		
12	母子寡婦福祉会	鹿児島市母子寡婦福祉会	吉田町母子寡婦福祉会	桜島町母子寡婦福祉会	喜入町母子寡婦福祉会	松元町母子寡婦福祉会	郡山町母子寡婦福祉会
13	老人クラブ連合会	鹿児島市老人クラブ連合会	吉田町老人クラブ連合会	桜島町高齢者クラブ	喜入町老人クラブ連合会	松元町高齢者クラブ連合会	郡山町老人クラブ連合会
14	手をつなぐ育成会	鹿児島市手をつなぐ育成会	吉田町手をつなぐ育成会	桜島町手をつなぐ育成会	喜入町手をつなぐ育成会	松元町手をつなぐ育成会	郡山町手をつなぐ育成会
15	健康福祉 身体障害者福祉協会 聴覚障害者協会 視覚障害者協会	鹿児島市身体障害者福祉協会 鹿児島市聴覚障害者協会 鹿児島市視覚障害者協会	吉田町身体障害者協会	桜島町身体障害者協会	喜入町身体障害者協会	松元町身体障害者福祉協議会	郡山町身体障害者協会
16	医師会	鹿児島市医師会			指宿市郡医師会	日置郡医師会	
17	歯科医師会	鹿児島市歯科医師会			指宿市郡歯科医師会	串木野日置市郡歯科医師会	
18	薬剤師会	鹿児島県薬剤師会 鹿児島支部			鹿児島県薬剤師会 指宿支部	鹿児島県薬剤師会 日置支部	
19	獣医師会	鹿児島県獣医師会 鹿児島支部 鹿児島県獣医師会 鹿児島中央支部	鹿児島県獣医師会 始良支部		鹿児島県獣医師会 指宿支部	鹿児島県獣医師会 日置支部	
20	食品衛生協会	鹿児島県食品衛生協会 鹿児島市支部	鹿児島県食品衛生協会 加治木地区食品衛生協会 吉田支所	鹿児島県食品衛生協会 加治木地区食品衛生協会 桜島支所	鹿児島県食品衛生協会 指宿地区食品衛生協会 喜入支所	鹿児島県食品衛生協会 日置地区食品衛生協会 松元支所	鹿児島県食品衛生協会 日置地区食品衛生協会 郡山支所
21	食生活改善推進員団体	鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会	吉田町食生活改善推進員連絡協議会	桜島町食生活改善推進員会	喜入町食生活改善推進員連絡協議会	松元町食生活改善推進員連絡協議会	郡山町食生活改善推進員連絡協議会
22	精神障害者家族会連合会	鹿児島市精神障害者家族会連合会	鹿児島県加治木保健所管内精神障害者家族会		鹿児島県指宿保健所管内精神障害者家族会	鹿児島県伊集院保健所管内精神障害者家族会	
23	農業協同組合	鹿児島中央農業協同組合 グリーン鹿児島農業協同組合 鹿児島中央畜産農業協同組合連合会 かごしま農業協同組合 東部農業協同組合 谷山農業協同組合	鹿児島中央農業協同組合 グリーン鹿児島農業協同組合 鹿児島中央畜産農業協同組合連合会	グリーン鹿児島農業協同組合 鹿児島中央畜産農業協同組合連合会	いぶすき農業協同組合	さつま日置農業協同組合 鹿児島中央畜産農業協同組合連合会	
24	森林組合	鹿児島市森林組合			いぶすき森林組合	ひおき森林組合	
25	漁業協同組合	鹿児島市漁業協同組合 谷山漁業協同組合 東桜島漁業協同組合		西桜島漁業協同組合	喜入町漁業協同組合		
26	農業共済組合	鹿児島南農業共済組合			指宿地区農業共済組合	日置地区農業共済組合	
27	農業振興協議会	鹿児島市農業振興協議会	吉田町農政推進協議会 吉田町農業金融運営協議会	桜島町農業振興推進本部 桜島町農業金融運営協議会	喜入町農業振興対策協議会 喜入町農業金融運営協議会 喜入町水田農業推進協議会 喜入町農業振興地域整備促進協議会	松元町農業振興地域促進協議会 松元町金融運営協議会 松元町経営・生産対策推進協議会 松元町水田農業経営確立対策推進協議会	郡山町農業振興地域整備促進協議会 郡山町農業金融運営協議会 郡山町話し合い運動協議会 郡山町水田農業推進協議会
28	園芸作物振興協議会	鹿児島市園芸作物振興協議会	吉田町農業用廃プラスチック類適性処理推進協議会	桜島町農業用廃プラスチック類適性処理推進協議会 桜島町環境保全型農業推進協議会 桜島ブランド総合販売促進対策協議会	喜入町農業用廃プラスチック類適性処理対策推進協議会	松元支部廃プラスチック類適性処理推進協議会	郡山町環境保全型農業推進協議会 郡山町農業用廃プラスチック類適性処理推進協議会
29	緑化推進	鹿児島市緑化推進委員会	吉田町みどり推進協議会	桜島町みどりの推進協議会	喜入町みどり推進協議会	松元町みどり推進協議会	郡山町みどり推進協議会
30	有害鳥獣	鹿児島市有害鳥獣捕獲対策協議会	吉田町有害鳥獣捕獲対策協議会	桜島町有害鳥獣捕獲協会	喜入町有害鳥獣捕獲対策協議会	松元町有害鳥獣捕獲対策協議会	郡山町有害鳥獣捕獲対策協議会
31	市町自衛防疫協議会	鹿児島市家畜自衛防疫協議会	吉田町家畜自衛防疫協議会	桜島町家畜自衛防疫協議会	喜入町家畜防疫協議会	松元町家畜防疫協議会	郡山町家畜自衛防疫協議会
32	シルバー人材センター	鹿児島市シルバー人材センター	吉田町シルバー人材センター	桜島町シルバー人材センター	喜入町シルバー人材センター	松元町シルバー人材センター	郡山町シルバー人材センター
33	商工会議所 商工会	鹿児島商工会議所 谷山商工会	吉田町商工会	桜島町商工会	喜入町商工会	松元町商工会	郡山町商工会
34	観光コンベンション協会 観光協会	鹿児島観光コンベンション協会 谷山観光協会			喜入町観光協会		

公共的団体等総括表

専門部会	項目	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
35	自衛防火協会	鹿児島市自衛防火協会	始良郡西部地区防火管理者等協議会			日置地区防火管理協会	
	危険物安全協会	鹿児島市危険物安全協会	始良郡西部地区危険物安全協会		喜入町危険物安全協会	日置地区危険物安全協会	
37	地域婦人連絡協議会	鹿児島市地域婦人会連絡協議会		桜島町地域婦人会連絡協議会	喜入町地域女性団体連絡協議会	松元町地域婦人連絡協議会	郡山町地域婦人連絡協議会
38	青年会連絡協議会	鹿児島市青年団連絡協議会	吉田町青年団（現代人倶楽部）		喜入町青年会連絡協議会		
39	子ども会育成連絡協議会	鹿児島市あいご会連合会	吉田町子ども会育成連絡協議会	桜島町子ども会育成連絡協議会	喜入町子ども会育成連絡協議会	松元町子ども会育成連絡協議会（ジュニアクラブ）	郡山町青少年育成連絡協議会
40	体育協会	鹿児島市体育協会	吉田町体育協会	桜島町体育協会	喜入町体育協会	松元町体育協会	郡山町体育協会
41	スポーツ少年団本部	鹿児島市スポーツ少年団本部	吉田町スポーツ少年団本部	桜島町スポーツ少年団本部	喜入町スポーツ少年団本部	松元町スポーツ少年団本部	郡山町スポーツ少年団本部
42	レクリエーション協会	鹿児島市レクリエーション協会			喜入町レクリエーション協会	松元町レクリエーション協会	
43	文化協会	鹿児島市芸術文化協会	吉田町文化協会	桜島町文化協会	喜入町文化協会	松元町文化協会	郡山町文化協会
44	青少年健全育成協議会	鹿児島市青少年健全育成実行委員会	青少年育成町民会議		喜入町親切の町推進協議会	松元町青少年健全育成協議会	郡山町青少年育成町民会議
45	P T A 連合会	鹿児島市 P T A 連合会	吉田町 P T A 連絡協議会	桜島町 P T A 連絡協議会	喜入町 P T A 連絡協議会	松元町 P T A 連絡協議会	郡山町 P T A 連絡協議会

第25号議案

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

地方税については、鹿児島市の制度に統合するものとする。

ただし、個人市民税の均等割及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く2か年度に限り不均一課税とする。

なお、新たに課税される吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の区域の事業所税については、税率を段階的に引き上げるものとする。

平成15年5月16日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎 義 則

[参 考]

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（地方税に関する特例）

第 10 条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 略す

第26号議案

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

国民健康保険事業については、鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、国民健康保険税の税率等については、合併が行なわれた日の属する年度に限り、現行の制度を基本とする。

平成15年5月16日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

[参 考]

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（地方税に関する特例）

第 10 条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 略す